

那霸市公報

第1792号

毎月2回 1, 15日発行
発行所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那霸市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（障がい福祉課） 1192
- 那霸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 1199
- 那霸市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課） 1202
- 那霸市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課） 1211
- 那霸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課） 1215
- 那霸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課） 1220
- 那霸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課） 1224
- 那霸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保護管理課） 1227
- 那霸市手数料条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課） 1230

◇告 示◇

- 那霸広域都市計画道路の変更について（都市計画課） 1232
- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課） 1233
- 那霸市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者の指定について（障がい福祉課） 1234

○令和3年度那霸市一般会計補正予算（第3号）（財政課）	1235
○令和3年度那霸市一般会計補正予算（第4号）（財政課）	1239
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	1240
○令和3年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（国民健康保険課）	1241

◇公 告◇

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）	1242
○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）	1243
○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）	1243

◇上下水道局告示◇

○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1247
○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	1248
○那霸市排水設備指定工事店の新規指定について	1249
○那霸市排水設備指定工事店の新規指定について	1250
○那霸市排水設備指定工事店の取消しについて	1251
○那霸市排水設備指定工事店の新規指定について	1252
○那霸市排水設備指定工事店の異動について	1253

◇選挙管理委員会告示◇

○公営ポスター掲示場の設置場所について	1254
○公営ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について	1272
○那霸市議会議員一般選挙の期日について	1272
○投票用紙の色について	1273
○投票所について	1273

○投票管理者及びその職務代理者の氏名等について	1275
○期日前投票所について	1278
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	1280
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について	1283
○選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について	1284
○選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について	1285
○開票事務と選挙会事務の合同について	1286
○選挙会の場所及び日時について	1286
○選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について	1287
○選挙運動に関する支出金額の制限額について	1287

◇那覇市議会議員一般選挙選挙長告示◇

○選挙長の事務を行う場所について	1288
○選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について	1289
○候補者の届出について	1290

◇監査委員公表◇

○令和3年度行政監査の結果について（公表）	1300
-----------------------	------

◇正 誤◇

○那覇市公報第1781号の正誤（消防局警防課）	1343
○那覇市公報第1787号の正誤（選挙管理委員会）	1350

条 例

那霸市条例第38号

令和3年6月30日

公 布 濟

那霸市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>付則 (従業者の員数)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。第8条及び第80条において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p><u>第8章 雜則(第107条)</u></p> <p>付則 (従業者の員数)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第2項第2号及び第80条第2項第2号において同じ。)のみを必要とする</p>

該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第8条及び第80条において同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。第8条及び第80条において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。第8条及び第80条において同じ。)を行う場合

3~8 [略]

第8条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならぬ。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)~(3) [略]

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げ

障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第2項第2号及び第80条第2項第2号において同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条第2項第3号及び第80条第2項第3号において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条第2項第3号及び第80条第2項第3号において同じ。)を行う場合

3~8 [略]

第8条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならぬ。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)~(3) [略]

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げ

<p>る従業者のか、<u>次に</u>掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に<u>実施し</u>、及び非常時の体制で早期の<u>業務再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「い</p>	<p>る従業者のか、<u>次の各号</u>に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に<u>実施するため</u>及び非常時の体制で早期の<u>業務の再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「い</p>
--	--

う。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第56条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

う。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

第8章 雜則

(電磁的記録等)

第107条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)、第19条(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの

又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年那覇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>(旧指定児童発達支援事業者に係る経過措置)</p> <p>6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項から付則第8項までにおいて「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等</p>	<p>付 則</p> <p>(旧指定児童発達支援事業者に係る経過措置)</p> <p>6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び付則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等</p>

教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、新条例第7条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」とする。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那霸市条例第39号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。<u>次項において同じ</u>。)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。</p> <p>16 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する令和3年度分の保険税(令和2年度末に被保険者である資格を取得したこと等により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する令和2年度相当分の保険税を含む。)の減免の申請で新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和4年3月31日」とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那霸市条例第40号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第16章 [略]	目次 第1章～第16章 [略] <u>第17章 雜則(第222条)</u>
付則 (業務継続計画の策定等)	付則 (業務継続計画の策定等)
第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2～3 [略] (運営に関する基準)	2～3 [略] (運営に関する基準)
第50条 [略]	第50条 [略]
2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1	2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1

項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する第37条第1項」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第74条 [略]

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第35条の2、第37条の2、第38条、第39条第1項及び第40条から第42条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第93条 [略]

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する第37条第1項」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第74条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第35条の2、第37条の2から第39条(第2項及び第3項を除く。)まで及び第40条から第42条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第93条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第2条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第160条 第11条から第20条まで、第22条、

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第2条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第160条 第11条から第20条まで、第22条、

第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第173条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次

第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第160条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第173条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次

条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第173条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第191条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第17章 雜則

(電磁的記録等)

第222条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条第1項(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第96条、第96条の5、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12並びに第191条の20において準用する場合を含む。)、第16条(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12、第191条の20、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)、第55条第1項、第105条第1項(第111条の4において準用する場合を含む。)、第197条第1項(第208条の11及び第219条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについて

は、当該交付等の相手方の承諾を得て、
当該交付等の相手方が利用者である場合
には当該利用者に係る障がいの特性に応
じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、
電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その
他人の知覚によって認識することができ
ない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那霸市条例第41号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第2章　[略]	第1章～第2章　[略]
付則	<u>第3章　雑則(第63条)</u>
(職場への定着のための支援等の実施)	(職場への定着のための支援等の実施)
第37条　[略]	第37条　[略]
2　[略]	2　[略]
3　指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。	3　指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下 <u>この項及び次項において同じ。</u> 。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。 <u>次項において同じ。</u>)との連絡調整を行わなければならない。
4　[略] (業務継続計画の策定等)	4　[略] (業務継続計画の策定等)
第48条の2　指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第48条の2　指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2～3　[略] (衛生管理等)	2～3　[略] (衛生管理等)

第51条 [略]

- 2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1)～(2) [略]
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第51条 [略]

- 2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第63条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第13条第1項、第17条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知

覚によって認識することができない方法
をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那霸市条例第42号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第9章 [略]	第1章～第9章 [略] <u>第10章 雜則(第92条)</u>
付則 (業務継続計画の策定等)	付則 (業務継続計画の策定等)
第26条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の <u>業務再開</u> を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第26条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の <u>業務の再開</u> を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2～3 [略] (衛生管理等)	2～3 [略] (衛生管理等)
第28条 [略]	第28条 [略]
2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 <u>及び</u> 訓練を定期的に実施すること。 (衛生管理等)	2 [略] (1)～(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 <u>並びに</u> 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 (衛生管理等)
第49条 [略]	第49条 [略]
2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略]	2 [略] (1)～(2) [略]

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号。次条において「指定通所支援基準条例」という。)第6条に規定する指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号。以下この条例及び次条において「指定通所支援基準条例」という。)第6条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条に規

の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人數とすることができます。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人數とすることができます。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

第10章 雜則

(電磁的記録等)

第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方

法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那霸市条例第43号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第38条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p><u>第3章 雜則(第48条)</u></p> <p>付則</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下<u>この項及び次項において</u>同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。<u>次項において</u>同じ。)との連絡調整を行わなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第38条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に<u>実施するため</u>及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>

2~3 [略] (衛生管理等) 第40条 [略] 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)~(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	2~3 [略] (衛生管理等) 第40条 [略] 2 [略] (1)~(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
<p><u>第3章 雜則</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第48条 障害者支援施設及びその職員は、 作成、保存その他これらに類するもの うち、この条例において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ の他文字、図形等人の知覚によって認識 することができる情報が記載された紙そ の他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されているも の又は想定されるもの(次項に規定する ものを除く。)については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認 識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理 の用に供されるものをいう。)により行う ことができる。</p> <p>2 障害者支援施設及びその職員は、交付、 説明、同意、締結その他これらに類する もの(以下この項において「交付等」とい う。)のうち、この条例において書面で行 うことが規定されているもの又は想定さ れるものについては、当該交付等の相手 方の承諾を得て、当該交付等の相手方が 利用者である場合には当該利用者に係る 障がいの特性に応じた適切な配慮をしつ つ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方</p>	

法、磁気的方法その他人の知覚によって
認識することができない方法をいう。)
によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那霸市条例第44号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(業務継続計画の策定等) 第16条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に <u>実施し</u> 、及び非常時の体制で早期の <u>業務再開</u> を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2~3 [略] (衛生管理等) 第17条 [略] 2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)~(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	(業務継続計画の策定等) 第16条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に <u>実施するため</u> 及び非常時の体制で早期の <u>業務の再開</u> を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2~3 [略] (衛生管理等) 第17条 [略] 2 [略] (1)~(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 <u>並びに</u> <u>感染症の予防及びまん延の防止のための</u> 訓練を定期的に実施すること。 (電磁的記録等) 第22条 センター及びその職員は、記録、 <u>保存</u> <u>その他これらに類するもの</u> のうち、 <u>この条例において書面</u> (書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識するこ とができる情報が記載された紙その他の 有体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されているもの又 は想定されるもの(次項に規定するもの を除く。)については、書面に代えて、当

<p>該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>(解釈及び運用)</p> <p><u>第22条</u> この条例の規定は、<u>地域活動支援センター</u>の設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。</p>	<p>該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>(解釈及び運用)</p> <p><u>第23条</u> この条例の規定は、<u>センター</u>の設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那霸市条例第45号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(就業環境の整備)</u></p> <p><u>第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な待遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する待遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第9条 [略]	第9条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
	<u>5 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
5 [略]	6 [略]
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第20条 [略]	第20条 [略]

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。	2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
--	--

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31までの間、改正後の那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新条例」という。)第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31までの間、新条例第20条第2項(新条例第28条、第34条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第46号
令和3年6月30日
公 布 濟

那霸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
別表第1(第2条関係) 民生及び税務に関するもの 1~4 [略] 5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。 以下この項において「法」という。)及び 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成2 5年法律第27号。以下この項において「番 号法」という。)に基づく事務	別表第1(第2条関係) 民生及び税務に関するもの 1~4 [略] 5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。 以下この項において「法」という。)に基 づく事務																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>事務</th> <th>手数料 の名称</th> <th>手数料 の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6)</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>番号法第2条第 7項に規定する 個人番号カー ドの再 交付手 数料</td> <td>個人番 号カ一 ドの再 交付手 数料</td> <td>1件につ き800円</td> </tr> </tbody> </table>	号	事務	手数料 の名称	手数料 の額	(1)~(6)	[略]			(7)	番号法第2条第 7項に規定する 個人番号カー ドの再 交付手 数料	個人番 号カ一 ドの再 交付手 数料	1件につ き800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>事務</th> <th>手数料 の名称</th> <th>手数料 の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6)</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	号	事務	手数料 の名称	手数料 の額	(1)~(6)	[略]		
号	事務	手数料 の名称	手数料 の額																		
(1)~(6)	[略]																				
(7)	番号法第2条第 7項に規定する 個人番号カー ドの再 交付手 数料	個人番 号カ一 ドの再 交付手 数料	1件につ き800円																		
号	事務	手数料 の名称	手数料 の額																		
(1)~(6)	[略]																				
6~8 [略]	6~8 [略]																				
備考																					
<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分 を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及 び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけ い線を削る。</p>																					

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

告示

那覇市告示第181号
令和3年6月24日
掲示済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

○那覇広域都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

- 8・7・那10号 東門川・仲之川線
- 8・7・那11号 金城東西線
- 8・7・那12号 金城西1号線
- 8・7・那13号 金城西2号線
- 8・7・那14号 金城西3号線
- 8・7・那15号 金城西4号線
- 8・7・那16号 金城西5号線
- 8・7・那17号 チニンビラ線
- 8・7・那18号 潮汲川線
- 8・7・那19号 金城御獄南線
- 8・7・那20号 金城御獄北線
- 8・7・那21号 金城大アカギ東線
- 8・7・那22号 金城大アカギ西線
- 8・7・那23号 金城東1号線
- 8・7・那24号 金城東2号線

変更する部分 那覇市首里金城町2丁目、3丁目

3 縦覧場所

那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所9階）

那覇市告示第184号
令和3年6月25日
掲示済

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城間幹子

- 1 廃止番号：第1号
- 2 廃止道路の種類：第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和3年6月25日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字天久潮満原816番1、816番5
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長13.50m 幅員8.50m

那覇市告示第190号
令和3年6月28日
掲示済

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者の指定について

那覇市精神障がい者地域生活支援センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき令和3年6月定例議会において議決されましたので、那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例(平成17年9月30日条例第50号)第9条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城間幹子

1 指定管理を行わせる公の施設

名称 那覇市精神障がい者地域生活支援センター
所在地 那覇市長田1丁目24番27号 第2長田メディカルビル

2 指定管理者となる団体

名称 一般社団法人セレニティパークジャパン沖縄
所在地 沖縄県南城市玉城字船越218番地1
代表者 代表理事 三宅 隆之

3 指定期間 令和3年7月1日から令和8年3月31日

那霸市告示第234号
令和3年7月15日

令和3年(2021年)6月那霸市議会定例会で議決された令和3年度那霸市一般会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 城間幹子

令和3年度那霸市一般会計補正予算(第3号)

令和3年度那霸市的一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,957,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,793,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 第既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		3,388,160	178	3,388,338
	1 使用料	2,668,085	178	2,668,263
15 国庫支出金		49,810,118	1,521,991	51,332,109
	1 国庫負担金	38,125,423	426,187	38,551,610
	2 国庫補助金	11,595,749	1,095,804	12,691,553
16 県支出金		17,365,467	153,323	17,518,790
	2 県補助金	8,087,464	32,599	8,120,063

	3 委託金	503,001	120,724	623,725
17 財産収入		529,411	116,322	645,733
	2 財産売払収入	76,380	116,322	192,702
19 繰入金		3,319,288	121,424	3,440,712
	2 基金繰入金	3,315,317	121,424	3,436,741
21 諸収入		1,489,781	997	1,490,778
	4 受託事業収入	94,748	997	95,745
22 市債		18,040,874	43,100	18,083,974
	1 市債	18,040,874	43,100	18,083,974
歳入合計		162,836,514	1,957,335	164,793,849

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,214,407	246,518	15,460,925
	1 総務管理費	12,836,391	125,794	12,962,185
	4 選挙費	254,730	117,534	372,264
	5 統計調査費	50,475	3,190	53,665
3 民生費		83,927,909	948,698	84,876,607
	1 社会福祉費	28,157,139	125,501	28,282,640
	2 児童福祉費	30,774,653	814,197	31,588,850
	3 生活保護費	24,996,116	9,000	25,005,116
4 衛生費		12,506,005	701,528	13,207,533
	1 保健衛生費	9,178,462	698,578	9,877,040
	2 清掃費	3,327,543	2,950	3,330,493
6 農林水産業費		192,392	0	192,392
	1 農業費	94,708	0	94,708
7 商工費		4,564,438	12,381	4,576,819
	1 商工費	4,564,438	12,381	4,576,819
8 土木費		13,968,893	14,463	13,983,356

	2 道路橋りょう費	1,276,564	2,913	1,279,477
	4 都市計画費	6,258,759	11,550	6,270,309
9 消防費		3,140,219	605	3,140,824
	1 消防費	3,140,219	605	3,140,824
10 教育費		16,599,119	33,142	16,632,261
	1 教育総務費	2,007,679	676	2,008,355
	2 小学校費	9,189,552	21,617	9,211,169
	3 中学校費	1,838,458	10,399	1,848,857
	4 社会教育費	1,669,165	450	1,669,615
歳出合計		162,836,514	1,957,335	164,793,849

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
統合端末メンテナンスリース(ハイサイ市民課)	令和4年度から 令和8年度まで	4,927

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
家庭ごみ有料化事業(印刷製本費)(環境政策課)	令和4年度	10,651	令和4年度	12,506

第3表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

2 庁舎建設事業	192,600	証書 借入 又は 証券 発行	年5% 以内(た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行つ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間 は、据置期間 を含め30年以 内とする。 償還方法 は、元利均等、 元金均等等に よる。 ただし、財 政の都合によ り、据置期間 中であっても 繰上償還し、 償還年限を変 更し、又は借 り換えること ができる。	193,800	補正前に 同じ
8 道路整備事業	187,200				229,100	

那霸市告示第235号
令和3年7月15日

令和3年(2021年)6月那霸市議会定例会で議決された令和3年度那霸市一般会計補正予算(第4号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 城間幹子

令和3年度那霸市一般会計補正予算(第4号)

令和3年度那霸市的一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ736,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,530,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		51,332,109	736,815	52,068,924
	2 国庫補助金	12,691,553	736,815	13,428,368
歳入合計		164,793,849	736,815	165,530,664

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		84,876,607	736,815	85,613,422
	1 社会福祉費	28,282,640	736,815	29,019,455
歳出合計		164,793,849	736,815	165,530,664

那覇市告示第236号
令和3年7月15日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づき令和3年6月25日付け次のように指定した。

那覇市長 城間幹子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	石原 興平	脳神経科	那覇市立病院

那霸市告示第237号
令和3年7月15日

令和3年(2021年)6月那霸市議会定例会で議決された令和3年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 城間幹子

令和3年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度那霸市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 5,265,582	千円 △69,600	千円 5,195,982
	1 国民健康保険税	5,265,582	△69,600	5,195,982
4 県支出金		27,582,631	13,920	27,596,551
	1 県負担金	27,582,631	13,920	27,596,550
6 繰入金		4,462,509	55,680	4,518,189
	1 他会計繰入金	4,462,509	55,680	4,518,189
歳 入 合 計		38,296,802	0	38,296,802

公 告

那覇市公告第171号
令和3年6月30日
掲示済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道1号沖縄都市モノレールの事業計画認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城間幹子

都市計画の種類：那覇広域都市計画都市高速鉄道
都市計画の名称：1号 沖縄都市モノレール

縦覧場所：那覇市 都市みらい部 都市計画課(那覇市役所9F)

那覇市公告第172号
令和3年6月30日
掲示済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路9・7・1号沖縄都市モノレールの事業計画認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城間幹子

都市計画の種類:那覇広域都市計画道路

都市計画の名称:9・7・1号沖縄都市モノレール

縦覧場所:那覇市 都市みらい部 都市計画課(那覇市役所9F)

那覇市公告第177号
令和3年7月5日
掲示済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城間幹子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年 6月 25日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 こども教育保育課 電話861-2113					
個人情報管理責任者	こども教育保育課長					
業務の名称	市内保育従事者新型コロナウィルスワクチン接種業務					
業務の目的	新型コロナウィルスワクチン接種業務に必要な個人情報					
個人情報の対象者	市内就学前教育保育施設に在籍する新型コロナウィルスワクチン接種を希望する保育従事者					
業務の開始年月日	令和3年6月25日					
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項		制限的取扱事項			
	基本的事項	社会的活動	経済的活動			
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 統柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 犯歴等 上記事項を取扱う理由	
	心身		その他			
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (本人同意 法令等・公知性・緊急性・審議会)			
	個人情報の収集時期		<input checked="" type="checkbox"/> 定期(6月～7月) <input type="checkbox"/> 隨時()			
	本人への通知方法		<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
	個人情報の記録形態		<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
	備考					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年 6月 28日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部 観光課 電話 862-3276 (内2286)				
個人情報管理責任者	観光課長				
業務の名称	市内宿泊・観光体験等消費促進クーポン事業				
業務の目的	那覇市民が市内宿泊施設を利用する際の宿泊費の一部を助成する事業。助成対象者が那覇市民又は沖縄県民であることを確認するため。				
個人情報の対象者	市内宿泊施設を利用する那覇市民又は沖縄県民				
業務の開始年月日	令和3年7月19日				
個人情報の記録の内容	一般的な取扱事項		制限的取扱事項		
	基本的事項		思想・信条等		
	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 職業	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 思想	<input type="checkbox"/> 宗教
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 支持政党	<input type="checkbox"/> 主義主張
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 公租公課	<input type="checkbox"/> 趣味嗜好	<input type="checkbox"/> 犯歴等
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 経済取引	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> その他 ()	上記事項を取扱う理由
	<input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> その他の ()	<input type="checkbox"/> その他の ()	
	<input type="checkbox"/> 本籍	<input type="checkbox"/> 学業成績			
	<input type="checkbox"/> 統柄	<input type="checkbox"/> 勤務成績			
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> その他 ()				
<input type="checkbox"/> 婚姻離婚	<input type="checkbox"/> 心身	その他			
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号)	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 容姿	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 障がい程度	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>			
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期() <input checked="" type="checkbox"/> 随時(宿泊施設利用時)				
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)				
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()				
備考					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年6月30日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部 文化振興課 電話098-917-2395				
個人情報管理責任者	文化振興課長				
業務の名称	那覇文化芸術劇場なはーとの防犯カメラの設置及び運用に関すること				
業務の目的	市民等の管理及び利益を保護し、市民等が安心して那覇文化芸術劇場なはーとを利用する安全な環境を確保することを目的に建物内および駐車場部分に防犯カメラを設置し、運用する。				
個人情報の対象者	市民等(カメラに写る者)				
業務の開始年月日	令和3年7月1日				
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項		制限的取扱事項		
	基本的事項		社会的活動 経済的活動 思想・信条等		
	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 職業	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 思想	<input type="checkbox"/> 宗教
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 支持政党	<input type="checkbox"/> 主義主張
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 公租公課	<input type="checkbox"/> 趣味嗜好	<input type="checkbox"/> 犯歴等
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 経済取引	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 公的扶助	上記事項を取扱う理由	
	<input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 本籍	<input type="checkbox"/> 学業成績			
	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 勤務成績			
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> その他()				
<input type="checkbox"/> 婚姻離婚					
<input type="checkbox"/> その他()					
	心身	その他			
	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/>			
	<input checked="" type="checkbox"/> 容姿	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 障がい程度	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>			
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性(審議会))				
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(毎日24時間) <input type="checkbox"/> 隨時()				
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)				
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()				
備考					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第9号

令和3年6月24日

掲示済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
489	株式会社久場商会	那霸市久茂地二丁目12番13号	久場 瑛	令和3年5月20日
490	株式会社クハラプラミング	うるま市石川伊波272番地1	久原 貴志	令和3年6月4日
491	株式会社沖縄トータル工業	那霸市宮城一丁目17番17-1106号	山入端 学	令和3年6月4日
492	有限会社沖縄スイケン	那霸市古島二丁目28番2号 佐辺ビル2-B	堀戸 義広	令和3年6月15日
493	日本総合整美株式会社	豊見城市字豊崎3番地26	古川 祐起	令和3年6月21日
494	有限会社牧野建設	那霸市小禄五丁目8番地12	嵩原 康彦	令和3年6月21日

那霸市上下水道局告示第10号
令和3年6月24日
掲示済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の廃止）

指定番号	事業者	所在地	代表者
282	有限会社喜納設備	豊見城市字上田497番地の8	喜納 政仁

那霸市上下水道局告示第11号
令和3年6月25日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号 第537号
指定工事店名 清水管工
営業所所在地 沖縄県那霸市首里大名町1丁目305番地
代表者氏名 清水 公明
有効期間 自 令和3年6月10日
至 令和8年3月31日

那霸市上下水道局告示第12号
令和3年6月25日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 538 号
指定工事店名	株式会社沖縄トータル工業
営業所所在地	沖縄県那霸市宮城一丁目17番17-1106号 Fステージ小禄宮城壱番館
代表者氏名	山入端 学
有効期間	自 令和3年6月14日 至 令和8年3月31日

那霸市上下水道局告示第13号
令和3年6月25日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の取消しについて

那霸市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 520 号
指定工事店名	沖縄トータル工業
営業所所在地	沖縄県那霸市宮城一丁目17番17-1106号 Fステージ小禄宮城壱番館
代表者氏名	山入端 学
取消日	令和3年6月17日
取消理由	個人事業主から法人へ移行のため

那霸市上下水道局告示第14号
令和3年7月2日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 539 号
指定工事店名	有限会社牧野建設
営業所所在地	沖縄県那霸市小禄五丁目 8 番地12
代表者氏名	嵩原 康彦
有効期間	自 令和3年 6月25日 至 令和8年 3月31日

那霸市上下水道局告示第15号
令和3年7月2日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 503 号
指定工事店名	沖縄パナソニック特機株式会社
営業所所在地	沖縄県那霸市西二丁目15番1号
代表者氏名	玉山 憲是
有効期間	自 平成30年5月15日 至 令和5年3月31日
異動年月日	令和3年6月29日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第5号

令和3年7月1日

掲示示済

公営ポスター掲示場の設置場所について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第4項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
1	1-1	那覇市首里石嶺町4-208-7	コーポオアシス側ガードレール
1	1-2	那覇市首里石嶺町4-360-8	石嶺小学校前ガードパイプ
1	1-3	那覇市首里石嶺町4-260	石嶺児童園フェンス
1	1-4	那覇市首里石嶺町4-173-52	明星団地公園入口(新里宅向い)
1	1-5	那覇市首里石嶺町4-241-1	石嶺ちびっこ公園柵
1	1-6	那覇市首里石嶺町4-335	ガードレール設置
1	1-7	那覇市首里石嶺町4-365	転落防止柵
1	1-8	那覇市首里石嶺町4-221-20	ドックイレブン首里石嶺店向いガードレール
2	2-1	那覇市首里石嶺町2-70	石嶺保育園側植栽
2	2-2	那覇市首里石嶺町2-70-9	石嶺市営住宅A4棟転落防止柵
2	2-3	那覇市首里石嶺町2-59-6	メゾン幸向い ガードパイプ
2	2-4	那覇市首里石嶺町2-204-2	ガードレール
2	2-5	那覇市首里石嶺2-22-4	諸見里宅前ガードレール
2	2-6	那覇市首里石嶺町2-198-1	首里高校野球場前県道沿いフェンス
2	2-7	那覇市首里石嶺町2-168-16	石嶺南公園前(仲村宅向い)
2	2-8	那覇市首里石嶺町2-112	那覇バス石嶺営業所前バス停後ろ転落防止柵
3	3-1	那覇市首里儀保町4-2-10	昭和橋転落防止柵
3	3-2	那覇市首里石嶺町1-5	城北小学校体育館前ガイドパイプ
3	3-3	那覇市首里石嶺町1-61-2	国家公務員宿舎首里住宅1号棟前ガードレール
3	3-4	那覇市首里石嶺町1-112	城北中学校正門隣リフェンス
3	3-5	那覇市首里石嶺町3-178	首里東高校サブグラウンド沿いフェンス
3	3-6	那覇市首里石嶺町3-35	大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス
3	3-7	那覇市首里石嶺3-112	城北中学校運動場フェンス
3	3-8	那覇市首里平良町2-79	車道向け
4	4-1	那覇市首里大名町3-80	サンエー大名店駐車場前ガードパイプ
4	4-2	那覇市首里大名町1-229-1	ロイヤルパレス首里側ガードパイプ
4	4-3	那覇市首里大名町3-35	大名市営住宅D棟

那霸市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
4	4-4	那霸市首里平良町1-37	宮城宅前植栽歩道向き
4	4-5	那霸市首里大名町2-75	写真奥の転落防止柵に設置
5	4-6	那霸市首里大名町2-83	富名腰宅前ガードパイプ
5	4-7	那霸市首里大名町3-99	石嶺マンション向い転落防止柵
5	5-1	那霸市首里鳥堀1-20-4	琉球銀行首里支店前植栽車道向き
5	5-2	那霸市首里儀保町1-19	知念宅前フェンス下の橋横
5	5-3	那霸市首里汀良町1-44	汀良児童公園前ガードレール(我如古宅向い)
5	5-4	那霸市首里赤平町2-17	大山宅道向いフェンス
5	5-5	那霸市首里汀良町1-36	上地家横(転落防止柵)
5	5-6	那霸市首里汀良町2-55	首里中学校運動場側フェンス
5	5-7	那霸市首里赤平町1-1	赤平町自治会公園(らくだ公園)柵
6	6-1	那霸市首里崎山町3-34	コルネットハウス前
6	6-2	那霸市首里崎山町4-222	芸大崎山キャンパス横(フェンス)
6	6-3	那霸市首里崎山町1丁目	崎山公園前(島袋宅向い)
6	6-4	那霸市首里崎山町4-86	展望台近く
6	6-5	那霸市首里崎山町4-53-19	沖縄自動車道入口横フェンス
6	6-6	那霸市首里赤田町2-57	名城宅向かいガードレール
6	6-7	那霸市首里崎山町4-35-2	城南小学校正門横フェンス
7	7-1	那霸市首里大中町2-26-17	亀谷宅斜め前植栽
7	7-2	那霸市首里儀保町2-8	小山アパート向い橋の欄干
7	7-3	那霸市首里池端町2	歩道側転落防止柵
7	7-4	那霸市首里真和志町1-5	龍潭池転落防止柵
7	7-5	那霸市首里山川町2-1-4	友利宅向い柵
7	7-6	那霸市首里金城町3-68	(有)シユリデンキ向いのフェンス
7	7-7	那霸市首里金城町4-71-10	東洋PR向いのフェンス
8	8-1	那霸市首里寒川町2丁目	石川パーキング前ガードレール
8	8-2	那霸市首里寒川町1-27-2	玉城宅向い内側ガードフェンス

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
8	8-3	那覇市首里山川町3-4-1	野里ハイツ道向いガードフェンス
8	8-4	那覇市首里山川町1-63	山川バス停留所向かいガードフェンス
8	8-5	那覇市首里寒川町1-19	盛島宅向いガードレール
8	8-6	那覇市首里寒川町1-13-2	勝連宅向いガードレール
8	8-7	那覇市首里山川町3-60-2	びんがた工房向かいガードレール
9	9-1	那覇市古島2-31-1	那覇市立病院看護師宿舎フェンス
9	9-2	那覇市松島2-1-12	松島保育園付近ガードパイプ
9	9-3	那覇市古島1-19-1	宇久増公園内(草地)かねひで駐車場向い
9	9-4	那覇市松島2丁目	宝口公園WC横
9	9-5	那覇市古島1-16-1	セントスヴェリエ上地付近ガードパイプ
9	9-6	那覇市古島2-23-7	翁長宅向い大神公園の柵
9	9-7	那覇市古島1丁目	宇久増公園内の木柵(自治会事務所近く花壇左)
9	9-8	那覇市古島1丁目	モノレール古島駅出入口側仲本病院向かいガードパイプ
10	10-1	那覇市首里末吉町1-152-9	末吉公園入口左側の県道沿いの柵
10	10-2	那覇市首里末吉町1-195	旧シルバー人材センター隣ガードフェンス
10	10-3	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール(道路側)
10	10-4	那覇市古島1丁目	末吉西公園の植栽(エスペランザ向い)
10	10-5	那覇市首里末吉町4-7-3	末吉橋左側フェンス手前
10	10-6	那覇市首里末吉町4丁目	末吉東児童公園トイレ近く植栽
10	10-7	那覇市首里末吉町2-14	末吉老人福祉センター
11	11-1	那覇市字真嘉比	おもろまち駅東口交通広場南側ガードパイプ
11	11-2	那覇市字真嘉比264	バイパス荘前ガードフェンス
11	11-3	那覇市字真嘉比274	オアシスマカビ向いガードレール
11	11-4	那覇市字真嘉比1-17-1	真嘉比小学校正門道路標識後ろのフェンス
11	11-5	那覇市字真嘉比273	グランディールAJミーヤ向いガードレール
11	11-6	那覇市字真嘉比252-3	オーシャンパレス向かいガードレール
11	11-7	那覇市字真嘉比	真嘉比中央公園緑地(ユニオン駐車場向い)

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
12	12-1	那覇市字安里154	ファミールYS前ガードパイプ
12	12-2	那覇市字安里121	一方通行植栽横ガードパイプ
12	12-3	那覇市字安里111-1	タマキパーキング前ガードパイプ
12	12-4	那覇市字安里167	県道251号線上バイパス歩道
12	12-5	那覇市字安里137-5	安里公園地域掲示板横
12	12-6	那覇市字安里99	宮城マンション隣駐車場前ガードレール
12	12-7	那覇市字安里16-2	儀間アパート近く駐車場前ガードパイプ
13	13-1	那覇市字松川1389	我喜屋鉄工前ガードフェンス
13	13-2	那覇市字松川1445-2	喜納マンション前ガードフェンス
13	13-3	那覇市松川3-12-21	松城マンション隣の駐車場前ガードパイプ
13	13-4	那覇市松川3-23-53	ユタカハイム2前の車道側ガードフェンス
13	13-5	那覇市繁多川3-7-15	メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵(バイク屋側)
13	13-6	那覇市繁多川2-4-19	伊野波宅裏の道向いガードパイプ
13	13-7	那覇市繁多川3-10-1	金城宅横のガードレール(松城中校門前)
13	13-8	那覇市繁多川1-16-30	県営繁多川高層住宅入り口前公園フェンス
14	14-1	那覇市松川2-14-5	比嘉宅前の転落防止柵
14	14-2	那覇市松川2-4-1	泉産業ビル側大道橋の欄干
14	14-3	那覇市松川2-14-46	知名宅前ガードレール
14	14-4	那覇市三原2-7-23	山城ビル向かいガードパイプ
14	14-5	那覇市字松川1314	松川西バス停後ろの転落防止柵
14	14-6	那覇市三原2-21-11	松川公園内柵(公園内側より車道側向)
14	14-7	那覇市三原2-26-7	前ガードパイプ
14	14-8	那覇市松川2-8-25	シティーヒル原側指帰橋の欄干
15	15-1	那覇市字大道88-17	照屋宅向いガードレール
15	15-2	那覇市字大道164	ライオンズマンション前ほたる橋欄干
15	15-3	那覇市字大道146-1	大道小学校体育館横大道練兵橋の欄干
15	15-4	那覇市字大道158	真和志中学校グラウンド側ガードパイプ

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
15	15-5	那覇市字大道158	真和志中体育館前ガードパイプ
15	15-6	那覇市字安里387-1	そば処ゆうなみ道向かい駐車場柵(歩道側)
15	15-7	那覇市字松川1367-4	道向いフェンス(サンエー食品館三叉路前)
15	15-8	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎向いの転落防止柵
16	16-1	那覇市繁多川4-19	繁多川公園内のガードパイプ
16	16-2	那覇市繁多川4-9-64	むつみ荘前のガードパイプ
16	16-3	那覇市識名2-448	靈園内広場
16	16-4	那覇市繁多川2-14-7	繁多川ハイツ隣の畠前のガードフェンス
16	16-5	那覇市繁多川3-14-16	アーバン繁多川道向かいガードレール
16	16-6	那覇市繁多川5-5-35	Fステージ繁多川横ガードレール
16	16-7	那覇市繁多川5-24-1	繁多川自治会前ガードパイプ(バス停後ろ側)
16	16-8	那覇市字真地43-4	勝連宅隣ガードパイプ
17	17-1	那覇市識名2-13-46	(有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス(嘉数宅向い)
17	17-2	那覇市識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール
17	17-3	那覇市識名3-18-33	国吉アパート斜め前ガードレール(バス停そば)
17	17-4	那覇市繁多川5-5-1	波平アパート隣ガードレール
17	17-5	那覇市識名1-663	大石公園内
17	17-6	那覇市三原3-21-16	ソレイユ・和なごみ向かい大石公園内川沿いフェンス
17	17-7	那覇市識名1-12-15	金城宅横ガードレール
17	17-8	那覇市識名1-663	大石公園内のガードパイプ
18	18-1	那覇市長田2-24-6	中尾宅向いガードレール
18	18-2	那覇市長田2-14	長田西公園内
18	18-3	那覇市長田2-14	長田西公園のフェンス(西村宅向い)
18	18-4	那覇市長田2-33-44	新垣宅向い長田南公園フェンス
18	18-5	那覇市長田2-32-23	玉商ビルⅠ向いガードレール
18	18-6	那覇市字国場405	沖縄大学アネックス共創館横ガードパイプ
18	18-7	那覇市上間1-15	溜池横ガードレール(大城アパート向い)

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場 番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
18	18-8	那覇市長田1-22	長田北児童公園の柵

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
19	19-1	那覇市字仲井真394-39	仲井真交差点の植栽
19	19-2	那覇市字国場14	渡嘉敷宅前歩道側フェンス
19	19-3	那覇市字国場102	玉城宅横の国場多目的広場前フェンス
19	19-4	那覇市字仲井真357-1	ココパレス前国道の歩道側フェンス
19	19-5	那覇市字仲井真133	シュー・プラザ那覇国場十字路店横歩道の後方柵
19	19-6	那覇市字仲井真257-2	コープ城間前国道の歩道側フェンス
19	19-7	那覇市字上間538-1	レオパレスちゅら前の歩道内側フェンス
19	19-8	那覇市字国場251-5	公園 トイレ前ガードパイプ
20	20-1	那覇市字識名1253-1	おおぞら公園内
20	20-2	那覇市字識名1227	那覇市民体育館第3駐車場横歩道転落防止柵
20	20-3	那覇市字上間196	一日橋横歩道の転落防止柵
20	20-4	那覇市字識名1102-3	識名南公園
20	20-5	那覇市字真地313	真地小学校フェンス
20	20-6	那覇市字真地313	真地小横ガード柵
20	20-7	那覇市字真地277	真地団地12棟前フェンス
21	21-1	那覇市字国場1171	おもしろ公園の柵(トキ契約駐車場向い)
21	21-2	那覇市字国場1164	与儀元気公園の柵(かかず契約駐車場向い)
21	21-3	那覇市字国場869-1	テラス東門前ガードフェンス
21	21-4	那覇市字国場703	国場りうぼう駐車場前の植栽
21	21-5	那覇市字国場555	沖縄尚学高校グランド前歩道ガードパイプ
21	21-6	那覇市長田1-13-65	寄宮中学校裏
21	21-7	那覇市字国場1084-4	歩道奥にある転落防止柵
21	21-8	那覇市字国場878	ライダーショップナカモト裏のガードフェンス
22	22-1	那覇市寄宮3-1-1	真和志小学校横ガードパイプ
22	22-2	那覇市寄宮3-1-1	真和志小運動場前ガードパイプ
22	22-3	那覇市寄宮3-10-1	JAおきなわ真和志支店横ガードパイプ(真和志小裏口向い)
22	22-4	那覇市寄宮3-8-10	西平菓子店向いガードパイプ

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
22	22-5	那覇市寄宮3-19-11	寄宮フィッシングセンター裏ガードパイプ
22	22-6	那覇市寄宮3丁目1	真和志小学校こども園横フェンス
23	23-1	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎地下1階出入口(裏口)横ガードパイプ
23	23-2	那覇市寄宮2-3-1	沖縄整肢療護園横ガードパイプ
23	23-3	那覇市寄宮1-2-1	那覇市民会館横ガードレール(駐車場横)
23	23-4	那覇市寄宮1-1	那覇市民会館横の与儀公園内柵
23	23-5	那覇市寄宮1-1	与儀公園東側の柵(かねひで駐車場向い)
23	23-6	那覇市寄宮1-1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス(神原中向い)
23	23-7	那覇市寄宮1-1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ(那覇署向い)
24	24-1	那覇市与儀1-3-1	赤十字病院前与儀バス停横ガードパイプ
24	24-2	那覇市与儀1-24-1	沖縄県立看護大学前バス停横ガードパイプ
24	24-3	那覇市古波蔵1-10-16	富士ハイツ前ガードパイプ
24	24-4	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校正門左横金網フェンス
24	24-5	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校前歩道橋下ガードパイプ
24	24-6	那覇市字与儀41	城間宅前ガードレール
24	24-7	那覇市与儀2-11	なかよし公園柵
24	24-8	那覇市与儀2-20	わんぱく公園柵
25	25-1	那覇市字古波蔵393	古蔵小学校東側ガードパイプ
25	25-2	那覇市古波蔵1-32-1	大嶺ハイツ前ガードパイプ
25	25-3	那覇市古波蔵4-2-16	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側転落防止柵(稻国アパート隣)
25	25-4	那覇市古波蔵4-11-1	旧沖縄赤十字病院側転落防止柵
25	25-5	那覇市字国場1182-8	ファミリーマート駐車場側ガードパイプ
25	25-6	那覇市古波蔵3-7-25	マイシンビル前ガードパイプ
25	25-7	那覇市古波蔵3-23-1	市公園管理事務所入口横の転落防止柵
25	25-8	那覇市古波蔵3-1-1	Fステージ古波蔵レイクフロント向いの転落防止柵
26	26-1	那覇市字安謝653	国際重機ビル付近ガードフェンス
26	26-2	那覇市安謝2-15	安謝市営住宅老人ホーム出入口付近ガードフェンス

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
26	26-3	那覇市字安謝1-22-25	安謝東公園フェンス
26	26-4	那覇市安謝2-21-21	上間宅向かいガードパイプ
26	26-5	那覇市字安謝237-13	豊里アパート付近ガードフェンス
26	26-6	那覇市銘苅3-7-3	セブンイレブン前道路向いガードパイプ
26	26-7	那覇市字安謝231	安謝橋バス停後ろ
27	27-1	那覇市曙2-16	あけぼの公園(焼肉店邦向かい)
27	27-2	那覇市字天久1196	日琉アパート前ガードレール
27	27-3	那覇市字安謝260	ファミリーマート前ガードパイプ
27	27-4	那覇市曙2-18	曙小学校新垣宅向いフェンス
27	27-5	那覇市曙2-25	曙小学校裏門駐車場フェンス(協進ビル向い)
27	27-6	那覇市曙3-9	県営あけぼの住宅向い
27	27-7	那覇市港町2-10	新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵
27	27-8	那覇市港町2-10	新港ふ頭東緑地公園(沖縄ヤマハ向かいの草地)
28	28-1	那覇市泊3-1-6	琉球水難救済会近くガードパイプ
28	28-2	那覇市上之屋1-2	おもろまちメディカルセンター向かいの柵
28	28-3	那覇市字上之屋311	新興自動車商会横ガードパイプ
28	28-4	那覇市おもろまち2-7	黄金森公園内フェンス
28	28-5	那覇市泊2-23-9	泊小学校前の翔ハウス向いガードパイプ
28	28-6	那覇市泊2-23-9	泊小学校運動場高台ガードパイプ(佐久本宅隣駐車場向い)
28	28-7	那覇市泊2-23-9	田仲珠算塾向かいガードパイプ
28	28-8	那覇市泊1-9-9	末日聖徒イエスキリスト協会前ガードパイプ
29	29-1	那覇市壺屋1-5-13	那覇市壺屋児童館裏の植栽
29	29-2	那覇市樋川2-8-1	神原中学校体育館前ガードパイプ
29	29-3	那覇市字安里411-1	サンハイツ前安里橋の欄干(安里交差点向け右側)
29	29-4	那覇市字安里420-1	ひめゆり橋の欄干(安里交差点に向かって左側、松和産業ビル隣)
29	29-5	那覇市壺屋1-3	元ビガロ壺屋左前の植栽
29	29-6	那覇市樋川1-19-12	中央公園東側コンクリート柵(嘉手納宅向い)

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
29	29-7	那覇市壹屋1-26-23	宮里アパート(元沖縄水族館)前ガードパイプ
29	29-8	那覇市樋川1-16-36	中央公園城岳小側ガードレール
30	30-1	那覇市牧志2-8	牧志公園公衆トイレ斜前
30	30-2	那覇市牧志3-2-10	那覇市ぶんかテンブス館隣バイク駐輪場フェンス
30	30-3	那覇市牧志2-13-2	高良宅横ガードレール
30	30-4	那覇市安里2-9-1	姫百合バス停近く
30	30-5	那覇市安里2-9-13	ひめゆり橋欄干(安里交差点に向かって左側、エイキマンション側)
30	30-6	那覇市牧志3-272-5	モノレール牧志駅下ガードパイプ
30	30-7	那覇市安里2-8-8	ベストウエスタン那覇イン横ガードレール
31	31-1	那覇市久茂地1-6-1	仲尾次ビルの横 川沿いガードパイプ
31	31-2	那覇市久茂地3-26-10	久茂地27号線 歩道ガードレール
31	31-3	那覇市松尾2-14	松尾公園内 高台歩道柵
31	31-4	那覇市松尾2-16	松尾公園内駐車場の柵
31	31-5	那覇市松尾2-17-45	開南ハピヒルズ前道路
31	31-6	那覇市旭町	明治橋交差点 川沿いガードパイプ
31	31-7	那覇市泉崎2-101-24	国場宅斜め向かいガードレール
31	31-8	那覇市泉崎2-102-5	阿手川公園内駐車場フェンス
31	31-9	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横ガードパイプ(市役所向き)
31	31-10	那覇市泉崎1-1-6	開南小学校グラウンドフェンス
32	32-1	那覇市楚辺1-4	城岳公園内遊歩道沿い
32	32-2	那覇市楚辺1-10-29	楚辺ハイツ・墓・駐車場側植栽
32	32-3	那覇市楚辺2-1-1	城岳小駐車場前植栽
32	32-4	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点ガードレール横芝生
32	32-5	那覇市楚辺2-1-1	那覇内環状線ガードレール
32	32-6	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードパイプ 国道側
32	32-7	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードパイプ 旧JA会館側
33	33-1	那覇市壺川3丁目	メリキュールホテル沖縄と那覇中央郵便局の間の歩道植込み

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
33	33-2	那覇市壺川2-10-6	県営大橋団地バス停近くガードブロック
33	33-3	那覇市壺川2丁目	歩道沿い植込み
33	33-4	那覇市壺川1-8-3	郵便通送(株)向いガードレール
33	33-5	那覇市壺川1-11-1	壺川改良住宅A-2棟横くろしお会館斜め向いのガードレール
33	33-6	那覇市壺川1-11-1	壺川東公園内グランドパレス壺川斜め向かい(道路向き)
33	33-7	那覇市壺川3-3-8	那覇中央郵便局裏の歩道
34	34-1	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園スポーツデポ後ろの植栽
34	34-2	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園あめくみらい幼稚園入口向かいの植栽
34	34-3	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園の植栽(メゾン・ポルテ・ボヌール向い)
35	34-4	那覇市天久1-4-1	天久小学校フェンス
34	34-5	那覇市天久2-24	天久緑風公園フェンス(日建学院駐車場向い)
34	34-6	那覇市天久2-24	天久緑風公園の柵(契約駐車場向い)
34	34-7	那覇市天久1-25-39	天久プリン山公園
35	35-1	那覇市牧志1丁目	ガーブ川沿いガードレール
35	35-2	那覇市前島1-3	那覇小学校裏のフェンス
35	35-3	那覇市前島1-3	那覇小学校運動場フェンス
35	35-4	那覇市前島1-20	前島南公園の柵(道路向き)
35	35-5	那覇市前島2-21	泊橋
35	35-6	那覇市久茂地2-18	潮度川沿い 転落防止柵
35	35-7	那覇市牧志1-6	牧志1丁目・緑ヶ丘公園出入口付近
35	35-8	那覇市牧志1-20	東横イン美栄橋駅向い道路ガードパイプ
36	36-1	那覇市前島3-20	前島北公園の柵
36	36-2	那覇市前島3-17	潮渡川沿い一方通行の歩道 転落防止柵
36	36-3	那覇市松山2-19	若松公園内(道路向き)
36	36-4	那覇市松山2-24-1	那覇中学校グラウンドフェンス
36	36-5	那覇市松山3-27	ロコイン沖縄駐車場横ガードパイプ
36	36-6	那覇市松山1-17	松山公園駐車場出入口付近フェンス

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場 番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
36	36-7	那覇市松山1-17	松山公園入り口

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
37	37-1	那覇市若狭3-2-15	潮度川沿い道路の転落防止柵
37	37-2	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(WC付近)
37	37-3	那覇市若狭3-14	若狭公園広場
37	37-4	那覇市若狭2-16	若狭小学校裏門フェンス
37	37-5	那覇市若狭1-25	波乃上写真館ビル駐車場後ろ・旭ヶ丘公園内明倫堂近くの植栽
37	37-6	那覇市若狭1-27	若狭中通り沿い歩道脇
38	38-1	那覇市久米2-17	松下駐車場前ガードパイプ
38	38-2	那覇市東町10-1	エムズガーデンモナコ沿いガードパイプ
38	38-3	那覇市久米2-30	松山公園交差点歩道脇の緑地
38	38-4	那覇市辻2-31	波之上自動車学校向いの植栽
38	38-5	那覇市辻1-7	辻南公園側ガードパイプ
38	38-6	那覇市通堂町	明治橋交差点 ガードレール(駐車場側)
38	38-7	那覇市通堂町	港湾1号線那覇埠頭道向かい歩道脇緑地
39	39-1	那覇市宇小禄1102	垣花食堂向いガードパイプ
39	39-2	那覇市奥武山町44-1	奥武山公園駅前バス停 後方の柵
39	39-3	那覇市山下町11-3	垣花小学校体育館側入口のフェンス
39	39-4	那覇市山下町6	山下西児童公園入り口フェンス
39	39-5	那覇市奥武山町42-1	奥武山公園第2駐車場入口付近フェンス
39	39-6	那覇市奥武山町53	山下交番横の転落防止柵
39	39-7	那覇市鏡原町10-20	居酒屋「七段」向い歩道の落下防止柵
40	40-1	那覇市宇小禄239	大田整形外科医院前ガードパイプ
40	40-2	那覇市宇小禄105	高良宅向いガードレール
40	40-3	那覇市宇田原88	田原自治会館斜め向い歩道のガードパイプ
40	40-4	那覇市田原58	小禄カトリック教会横の緑地帯
40	40-5	那覇市宇小禄1180	真境名宅向い歩道の転落防止柵
40	40-6	那覇市宇小禄1150	小禄小学校正門横柵
41	41-1	那覇市小禄5-17-2	和ウイメンズクリニック裏手入口向いガードレール

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場 番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
41	41-2	那覇市小禄4-17-1	當間宅向い小禄若草公園フェンス

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
41	41-3	那覇市小禄5-13-1	たかよしビル前ガードレール
41	41-4	那覇市小禄4-1-3	長嶺第2アパート駐車場落下柵(歩道側の柵)
41	41-5	那覇市小禄3-5-7	小禄月光公園
41	41-6	那覇市小禄4-14-1	小禄南小学校グラウンド横のフェンス
41	41-7	那覇市小禄2-5-1	小禄南風公園柵
41	41-8	那覇市小禄2-2-2	TSマンション向かいガードレール
41	41-9	那覇市小禄2-10-7	ファミールさくらの向かいガードレール
42	42-1	那覇市小禄1-7-2	千鳥公園 トイレ側入口の柵
42	42-2	那覇市鏡原町36	漫湖公園(くじら公園) WC横
42	42-3	那覇市小禄1-32-1	大山方横ガードパイプ
42	42-4	那覇市小禄1-9	ひよどり児童公園柵
42	42-5	那覇市鏡原町37-1	漫湖公園テニスコート前植込み
42	42-6	那覇市鏡原町35-9	ひばり児童公園入口の柵
42	42-7	那覇市鏡原町10-26	漫湖公園(鏡原側)公園側ガードレール
43	43-1	那覇市宇栄原6-7-23	あさひハウス向かいガードパイプ
43	43-2	那覇市宇宇栄原564-1	くまあら公園内 植栽前
43	43-3	那覇市宇栄原4-15-1	宇栄原団地前バス停付近ガードパイプ
43	43-4	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原団地6棟前柵
43	43-5	那覇市宇栄原5-12-34	ライオンズマンション宇栄原第2前柵
43	43-6	那覇市宇栄原5-7-20	宇栄原西公園植栽前
43	43-7	那覇市宇栄原4-16-15	宇栄原団地C-15向いガードパイプ
43	43-8	那覇市宇宇栄原	宇栄原中公園柵
43	43-9	那覇市宇栄原6-9-22	宇栄原公園フェンス前
44	44-1	那覇市宇栄原1-26-15	小禄オートガス前ガードパイプ
44	44-2	那覇市宇栄原1-10-13	契約駐車場前ガードパイプ
44	44-3	那覇市宇栄原2-12-15	五月公園
44	44-4	那覇市宇栄原1-18-6	メゾンさつき駐車場前ガードパイプ

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
44	44-5	那覇市宇栄原2-8-32	五月公園柵
44	44-6	那覇市高良3-1-12	ハーゲラ緑地
44	44-7	那覇市高良3-5	高良あおぞら公園柵
44	44-8	那覇市宇栄原2-23-1	小禄中学校向いガードレール
45	45-1	那覇市高良1-4	高良公園
45	45-2	那覇市高良2-3-18	小禄農協横落下柵
45	45-3	那覇市高良1-4-43	具志宅前の柵
45	45-4	那覇市高良2-14-22	サンヒルズ高良向い落下柵
45	45-5	那覇市具志2-24	あさがお公園柵
45	45-6	那覇市具志3-10	具志・宮城西公園柵
45	45-7	那覇市具志2-32-11	忠農園横ガードレール
45	45-8	那覇市高良2-5	高前原公園落下柵
46	46-1	那覇市赤嶺2-5-1	県営赤嶺市街地住宅7号棟フェンス
46	46-2	那覇市田原3-2-1	小禄市営住宅1棟前フェンス
46	46-3	那覇市田原3-6-1	小禄市営住宅5棟前駅階段前フェンス
46	46-4	那覇市田原3-4-1	田原公園
46	46-5	那覇市赤嶺2-2-1	赤嶺中継ポンプ場柵
46	46-6	那覇市金城5-10-2	イオン那覇店西側駐車場出口横植栽
46	46-7	那覇市金城3-2-1	小禄金城公園内柵(池の前)
46	46-8	那覇市金城3-5-1	那覇西高校正門横柵
47	47-1	那覇市銘苅2-3-1	新都心銘苅庁舎横の柵
47	47-2	那覇市銘苅2-3-20	銘苅小学校バス停 後ろフェンス
47	47-3	那覇市字古島29	琉球生コン前ガードフェンス
47	47-4	那覇市銘苅2-10	新都心公園銘苅じんじん広場・エレガンテむつみ向いのガードフェンス
47	47-5	那覇市銘苅3-3	銘苅てんとうむし公園の草地(仲本宅向い)
47	47-6	那覇市銘苅1-18-16	新都心銘苅市営住宅1号棟前の植栽
47	47-7	那覇市銘苅2-10	公園側・横断歩道近くガードフェンス(T字路)

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設置詳細
47	47-8	那覇市銘苅1-5	銘苅かりゆし公園の草地(TUXHair駐車場向い)
48	48-1	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)
48	48-2	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(大興新都心マンション向い)
48	48-3	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(メゾンドールUCHIMA向い)
48	48-4	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(パークサイドおもろ向いT字路)
48	48-5	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)公園向き
48	48-6	那覇市おもろまち3-2-1	Dグラディア天久パークビュー向かい
48	48-7	那覇市安謝1-16	安謝東原公園WC近く(ガードパイプ)
48	48-8	那覇市銘苅1-16-5	新都心公園高架橋降り口。コインパーキング向かい
49	49-1	那覇市首里鳥堀町5-55-3	県営鳥堀団地1棟裏のフェンス
49	49-2	那覇市首里鳥堀町4-29	宜野座宅横の柵
49	49-3	那覇市首里鳥堀町4-133	弁ヶ岳公園
49	49-4	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅A2棟前ガードパイプ
49	49-5	那覇市首里久場川町2-149-4	消防署首里出張所向い転落防止柵
49	49-6	那覇市首里久場川町2-18	久場川児童館前ガードパイプ(歩道向け)
49	49-7	那覇市首里久場川町2-36	首里久場川町久場川市営住宅前の柵(浜比嘉アパートB向い)
49	49-8	那覇市首里赤平町2-33	虎瀬公園入口ガードレール(真栄田荘向い)

那覇市選挙管理委員会告示第6号
令和3年7月1日
掲示済

公営ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法第144条の2第5項の規定によるポスター掲示場のポスターの掲示を開始することのできる日は、令和3年7月4日からである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

那覇市選挙管理委員会告示第9号
令和3年7月4日
掲示済

那覇市議会議員一般選挙の期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、任期満了による那覇市議会議員一般選挙を次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

1 選挙期日 令和3年7月11日

2 選挙すべき議員数 40人

那覇市選挙管理委員会告示第10号
令和3年7月4日
掲示済

投票用紙の色について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙の投票用紙の色を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

- | | |
|------------------------|----|
| 1 那覇市議会議員一般選挙用紙の色 | 白色 |
| 2 那覇市議会議員一般選挙用紙印刷の文字の色 | 赤色 |

那覇市選挙管理委員会告示第11号
令和3年7月4日
掲示済

投票所について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙の投票所を別紙のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

那覇市選挙管理委員会

投票所一覧

投票区	投票所	投票場所	住所
1	石嶺小学校	石嶺小学校コミュニティルーム	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	城東小学校体育館下1階	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	大名児童館	大名児童館1階	首里大名町2-75
5	首里公民館	首里公民館1階ホール	首里当蔵町2-8-2
6	城南小学校	城南小学校地域連携教室	首里崎山町4-35-2
7	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
8	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
9	松島中学校	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
10	末吉老人福祉センター	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
11	真嘉比小学校	真嘉比小学校体育館	真嘉比1-17-1
12	牧志駅前ほしごら公民館	牧志駅前ほしごら公民館ホール	安里2-1-1
13	沖縄工業高校	沖縄工業高校理科芸術棟(絵画デザイン教室)	松川3-20-1
14	松川小学校	松川小学校ゆいゆいホール(地域連携ホール)	松川1-7-1
15	大道小学校	大道小学校体育館	字大道146-1
16	石田中学校	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1
17	識名小学校	識名小学校玄関広場	識名2-2-1
18	上間小学校	上間小学校地域連携室	長田2-11-60
19	仲井真小学校	仲井真小学校体育館	字仲井真173
20	真地小学校	真地小学校体育館	字真地313
21	寄宮中学校	寄宮中学校職員室側口ビー	長田1-13-65
22	真和志こども園	真和志こども園遊戯室	寄宮3-1-1
23	真和志庁舎	真和志庁舎地下コミュニティーセンター	寄宮2-32-1
24	与儀小学校	与儀小学校体育館	与儀1-1-1
25	古蔵中学校	古蔵中学校体育館	古波蔵4-8-1
26	安謝児童館	安謝児童館1階多目的ホール	安謝2-15-1
27	曙小学校	曙小学校ミーティングルーム	曙2-18-1
28	泊こども園	泊こども園(泊小学校敷地内)	泊2-23-9
29	神原中学校	神原中学校体育館1階武道場	樋川2-8-1
30	壺屋小学校	壺屋小学校1階ワークスペース	牧志3-14-12
31	那覇市役所本庁舎	那覇市役所本庁舎1階市民会議室	泉崎1-1-1
32	城岳小学校	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
33	壺川老人福祉センター	壺川老人福祉センター1階リハビリ室	壺川2-3-11
34	天久小学校	天久小学校体育館	天久1-4-1

那覇市選挙管理委員会

投票所一覧

投票区	投票所	投票場所	住 所
35	那覇小学校	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1
36	那覇中学校	那覇中学校玄関ホール	松山2-24-1
37	若狭小学校	若狭小学校C棟多目的ホール(裏門プール側)	若狭2-16-1
38	上山中学校	上山中学校体育館	久米1-3-1
39	垣花小学校	垣花小学校玄関ホール	山下町17-1
40	小禄小学校	小禄小学校体育館	字小禄1150
41	小禄南小学校	小禄南小学校玄関フロア	小禄4-14-1
42	鏡原中学校	鏡原中学校地域連携室	鏡原町36-1
43	鏡水ふれあい会館	鏡水ふれあい会館1階会議室	宇栄原4-2-2
44	さつき小学校	さつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
45	小禄南公民館	小禄南公民館1階ホール	高良2-7-1
46	金城小学校	金城小学校体育館	金城4-3-1
47	なは市民協働プラザ	なは市民協働プラザ(旧銘苅庁舎)1階	銘苅2-3-1
48	那覇市緑化センター	那覇市緑化センターホール	おもろまち3-2-1
49	首里支所	首里支所1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第12号
令和3年7月4日
掲示済

投票管理者及びその職務代理者の氏名等について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
01	石嶺小学校		安座間 勉		根路銘 安彦
02	城東小学校		宮良 努		仲宗根 司
03	城北小学校		赤嶺 謙		兼島 理
04	大名児童館		我謝 輝		比嘉 優
05	首里公民館		徳永 周作		喜屋武 太一
06	城南小学校		豊里 正章		小橋川 廉
07	城西小学校		仲田 米男		照屋 宏樹
08	城西小学校		又吉 盛斗		外間 康幸
09	松島中学校		城間 裕介		上地 祐樹
10	末吉老人福祉センター		池原 哲之		眞榮平 大
11	真嘉比小学校		真境名 元作		我那霸 智
12	牧志駅前ほしづら公民館		大城 仁志		佐久川 好平
13	沖縄工業高校		城間 聰		真栄城 敬一
14	松川小学校		大城 義智		松本 賴彥
15	大道小学校		當間 広樹		田場 創
16	石田中学校		山城 忠信		仲宗根 隆成
17	識名小学校		宮城 理		城間 達
18	上間小学校		瀬長 正勝		長濱 宗直
19	仲井真小学校		富田 勇一		小波津 和樹
20	真地小学校		本永 春樹		東 政範
21	寄宮中学校		新垣 尚志		長嶺 伶生
22	真和志こども園		城間 直樹		池味 政紀
23	真和志支所		比嘉 拓		中山 淳
24	与儀小学校		伊霸 太		外間 喜伸
25	古蔵中学校		玉城 聰洋		仲村渠 孝
26	安謝児童館		浜元 盛綱		福里 誠
27	曙小学校		平良 広樹		平良 直人

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
28	泊こども園		徳元 新		蓮天 由智
29	神原中学校		平良 俊弥		小渡 康公
30	壺屋小学校		当真 嗣貴		具志堅 卓史
31	那覇市役所本庁舎		上原 堅次郎		森田 浩次
32	城岳小学校		常田 智也		牧志 琢磨
33	壺川老人福祉センター		古堅 博己		横尾 駿良
34	天久小学校		又吉 剛		富山 嘉仁
35	那覇小学校		與那覇 博訓		島袋 奈々子
36	那覇中学校		田盛 善宏		砂川 俊悟
37	若狭小学校		島袋 元治		新里 麻里奈
38	上山中学校		赤嶺 雅之		金城 邦彦
39	垣花小学校		慶田城 用世		東 伸浩
40	小禄小学校		金武 佳之		比嘉 悠人
41	小禄南小学校		栄野元 到		安里 成顕
42	鏡原中学校		城間 賢治		賀數 翔太
43	鏡水ふれあい会館		新垣 威知郎		伊集 守幸
44	さつき小学校		上原 学		上原 貴子
45	小禄南公民館		上原 立也		比嘉 竜平
46	金城小学校		親川 純也		嘉陽田 涼太
47	なは市民協働プラザ		宮城 辰哉		中村 昌大
48	那覇市緑化センター		松本 悠樹		山田 将人
49	首里支所		大城 宜繼		渡慶次 真理

那覇市選挙管理委員会告示第13号
令和3年7月4日
掲示済

期日前投票所について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙の期日前投票の場所を別紙のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

那覇市選挙管理委員会

期日前投票所一覧

期日前投票所名	投票所に充てる施設の名称	所在地	期間及び時間
期日前第1投票所	那覇市役所本庁舎 1階市民会議室	泉崎1丁目1番1号	令和3年 7月5日 ～ 7月10日 午前8時30分 ～ 午後8時
期日前第2投票所	首里支所 1階会議室	首里久場川町2丁目18番地9	令和3年 7月5日 ～ 7月10日
期日前第3投票所	真和志庁舎 地下コミュニティー会議室	寄宮2丁目32番1号	午前9時 ～ 午後6時
期日前第4投票所	サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口	おもろまち4丁目4番9号	令和3年 7月5日 ～ 7月10日
期日前第5投票所	イオン那覇店 5階西エレベーター乗り場	金城5丁目10番地2	午前10時 ～ 午後8時

那霸市選挙管理委員会告示第14号
令和3年7月4日
掲示済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

令和3年7月11日執行の那霸市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那霸市選挙管理委員会
委員長 日高清義

期日前投票 投票管理者

第1期日前投票所 本庁

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	渡慶次 柴福	
7月6日(火)	高江洲 義人	
7月7日(水)	倉原 英弘	
7月8日(木)	高江洲 義人	
7月9日(金)	高江洲 義人	
7月10日(土)	倉原 英弘	

第2期日前投票所 首里支所

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	大城 直子	
7月6日(火)	野里 慎哉	
7月7日(水)	山入端 理恵	
7月8日(木)	吉元 瞳	
7月9日(金)	新里 健一郎	
7月10日(土)	津波 優子	

第3期日前投票所 真和志支所

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	仲村 光司	
7月6日(火)	仲里 雅之	
7月7日(水)	赤嶺 勝治	
7月8日(木)	兼元 健	
7月9日(金)	久場 千賀子	
7月10日(土)	屋嘉比 喜雄	

第4期日前投票所 メインプレイス

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	古波藏 篤	
7月6日(火)	座波 園美	
7月7日(水)	真境名 元作	
7月8日(木)	又吉 明彦	
7月9日(金)	金城 勝悟	
7月10日(土)	山内 亜紀	

第5期日前投票所 イオン那霸

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	上間 良乃	
7月6日(火)	金城 誠	
7月7日(水)	大城 美智留	
7月8日(木)	川上 修広	
7月9日(金)	山城 泰一	
7月10日(土)	備瀬 藍子	

期日前投票 職務代理者

第1期日前投票所 本庁

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	喜屋武 めぐみ	
7月6日(火)	又吉 昭太	
7月7日(水)	野辺 達也	
7月8日(木)	阿波根 崇乃	
7月9日(金)	富村 奈央	
7月10日(土)	古我知 佑介	

第2期日前投票所 首里支所

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	金武 佳之	
7月6日(火)	上原 亮子	
7月7日(水)	宮平 優香	
7月8日(木)	真栄城 知子	
7月9日(金)	新嘉喜 丈浩	
7月10日(土)	仲尾次 潤	

第3期日前投票所 真和志支所

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	稻福 勇	
7月6日(火)	根路銘 幸	
7月7日(水)	仲原 晃仁	
7月8日(木)	久場川 洸	
7月9日(金)	島袋 裕司	
7月10日(土)	比嘉 健人	

第4期日前投票所 メインプレイス

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	新城 敦子	
7月6日(火)	多和田 かおり	
7月7日(水)	佐藤 恵佑	
7月8日(木)	新屋 佳代	
7月9日(金)	比嘉 強	
7月10日(土)	川原 大智	

第5期日前投票所 イオン那霸

投票日	氏名	住所
7月5日(月)	漢那 武也	
7月6日(火)	屋良 幸広	
7月7日(水)	大嶺 みどり	
7月8日(木)	和田 真由美	
7月9日(金)	仲間 稔	
7月10日(土)	福里 勇太	

那霸市選挙管理委員会告示第15号
令和3年7月4日
掲示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和3年7月11日執行の那霸市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示(氏名掲示)の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那霸市選挙管理委員会
委員長 日高清義

1 日 時 令和3年7月4日(日) 午後5時

2 場 所 那霸市泉崎1丁目1番1号 那霸市役所本庁舎12階
那霸市選挙管理委員会

那霸市選挙管理委員会告示第16号
令和3年7月4日
掲示済

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和3年7月11日執行の那霸市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那霸市選挙管理委員会
委員長 日高清義

1 日 時 令和3年7月4日(日) 午後5時30分

2 場 所 那霸市泉崎1丁目1番1号 那霸市役所本庁舎12階
那霸市選挙管理委員会

那霸市選挙管理委員会告示第17号
令和3年7月4日
掲示済

選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について

令和3年7月11日執行の那霸市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那霸市選挙管理委員会
委員長 日高清義

選挙長	氏名	日高清義
	住所	
職務を代理すべき者	氏名	高里良樹
	住所	

那覇市選挙管理委員会告示第18号
令和3年7月4日
掲示済

開票事務と選挙会事務の合同について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票の事務は選挙会の事務にあわせて行うものとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

那覇市選挙管理委員会告示第19号
令和3年7月4日
掲示済

選挙会の場所及び日時について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

1 日 時 令和3年7月11日（日）午後9時10分

2 場 所 那覇市字識名1227番地
那覇市民体育館 メインアリーナ

那覇市選挙管理委員会告示第20号
令和3年7月4日
掲示済

選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表は次の方法で行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

公表の方法 ・・・ 那覇市公報に登載する。

那覇市選挙管理委員会告示第21号
令和3年7月4日
掲示済

選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号による選挙運動に関する支出金額は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日高清義

那覇市議会議員一般選挙 5,463,400円

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第1号

令和3年7月4日
掲示済

選挙長の事務を行う場所について

選挙管理事務執行取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第3号）第86条の規定により、令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

那覇市議会議員一般選挙
選挙長　日高　清義

- 1 令和3年7月4日（日）
那覇市泉崎1丁目1番1号　那覇市役所本庁舎12階
第1研修室
- 2 令和3年7月5日（月）以降
那覇市泉崎1丁目1番1号　那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第2号

令和3年7月4日
掲示済

選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

那覇市議会議員一般選挙
選挙長 日高 清義

1 日時

令和3年7月8日(木)午後5時30分

2 場所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎12階

那覇市選挙管理委員会

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第3号

令和3年7月4日
掲示済

候補者の届出について

令和3年7月11日執行の那覇市議会議員一般選挙において、候補者として別紙のとおり届出があった。

那覇市議会議員一般選挙
選挙長 日高 清義

立候補者一覧

(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一般のウェブサイト等のアドレス
1	のはら 嘉孝	沖縄県那覇市	那覇市おもろまち	58	公明党		https://www.komei.or.jp/km/nohara/
2	いれい 伊禮 えつこ	沖縄県那覇市	那覇市首里赤平町	70	無所属	山田宝石 アクセサリー勤務	
3	おおみね 亮二	沖縄県那覇市	那覇市長田	46	自由民主党		
4	うえはら 上原 カイザ	沖縄県那覇市	那覇市真嘉比	41	沖縄社会大衆党		http://www.kaiiza-u.com
5	カネシマ シュン	東京都江戸川区	那覇市識名	43	無所属	会社員/ディレクター	
6	ヨギ 喜邦	沖縄県那覇市	那覇市首里池端町	64	立憲民主党	医師	
7	にしなかま 西中間 ヒサエ	沖縄県那覇市	那覇市松川	47	日本共産党	那覇市議会議員	

立候補者一覧

(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウエブサイト等のアドレス
8	あらた 英昭	沖縄県那覇市	那覇市おもろまち	63	自由民主党	株式会社ハートプラス代表取締役	https://kyanyukihiro.amebaownd.com/
9	キヤン 幸容	沖縄県那覇市	那覇市首里石嶺町	47	命どう宝!琉球の自己決定権の会	無職	
10	よしみね 努	沖縄県那覇市	那覇市具志	44	自由民主党	那覇市議会議員	https://yoshiminetstuomu.com/
11	おくま あやの	沖縄県嘉手納町	那覇市天久	43	無所属	那覇市議会議員	https://ayakuma.okinawa
12	しみず 清水 マオ	沖縄県那覇市	那覇市小禄	40	立憲民主党	那覇市議会議員	
13	やら 栄作	沖縄県那覇市	那覇市字大道	52	無所属	無職	
14	うえざと 上里 ただし	沖縄県那覇市	那覇市首里金城町	48	無所属	那覇市議会議員	https://uezato.com/

立候補者一覧

(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一般のウェブサイト等のアドレス
15	こはつ うしお	沖縄県金武町	那覇市久米	47	無所属	那覇市議会議員	
16	はたい 炙井 もとこ	奈良県宇陀郡曾爾村	那覇市寄宮	41	無所属	一般社団法人(非営利)代表理事	https://hachinaha.com
17	くたか 久高 トモヒロ	沖縄県那覇市	那覇市三原	72	民主党	那覇市議会議員	
18	まえだ マエダ ちひろ	沖縄県那覇市	那覇市壺屋	49	日本共産党	那覇市議会議員	https://maedachihiro.localinfo.jp/
19	おおむら 大村 あきみつ	沖縄県豊見城市	那覇市字与儀	54	無所属	無職	
20	ほかま 外間 ゆり	沖縄県那覇市	那覇市安里	29	民主党	株式会社 さくらん家 代表取締役	hokamayuri.com
21	こうち わかえ	沖縄県糸満市	那覇市字小禄	47	公明党	無職	

立候補者一覧

(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウエブサイト等のアドレス
22	上原 ひさこ	沖縄県那覇市	那覇市字小禄	55	無所属	那覇市議会議員	https://ueharahisako.com
23	ナガヤマ 盛太郎	沖縄県南城市	那覇市古波蔵	56	新しい風・にぬふあぶし	那覇市議会議員	
24	フルゲン 茂治	沖縄県国頭村	那覇市首里石嶺町	68	日本共産党	那覇市議会議員	https://www.facebook.com/shigeharufurugen/
25	たわた えいこ	沖縄県那覇市	那覇市首里石嶺町	74	社会民主党	那覇市議会議員	
26	平良 さとこ	沖縄県那覇市	那覇市議会議員	42	沖縄社会大衆党	那覇市議会議員	http://www.Facebook.com/satoko.taira.5
27	セナハ、ケイ	沖縄県中城村	那覇市首里儀保町	26	新しい風・にぬふあぶし	無職	https://senahakei.okinawa
28	下地 トシオ	沖縄県那覇市	那覇市金城	71	無所属	那覇市議会議員	https://shimojitoshiokency.wixsite.com/index

立候補者一覧

(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス
29	比嘉 ヒロト	沖縄県北中城村	那覇市泊	34	無所属	無職	https://www.higahiroto.net/
30	金城 トシオ	沖縄県那覇市	那覇市首里赤平町	71	自由民主党	行政書士	
31	上原 やすお	沖縄県那覇市	那覇市字小禄	61	日本共産党	那覇市議会議員	
32	金城 リヨータ	沖縄県那覇市	那覇市首里石嶺町	35	公明党	無職	https://www.facebook.com/ryota.kinjyo
33	坂井 こうじ	沖縄県宮古島市	那覇市銘苅	46	無所属	那覇市議会議員	http://sakaikoji.ti-da.net
34	大山 たかお	沖縄県那覇市	那覇市西	40	自由民主党	那覇市議会議員	https://oooyaman.jp
35	ワク川 ともゆき	沖縄県那覇市	那覇市具志	60	日本共産党	那覇市議会議員	

立候補者一覧
(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	—のウェブサイト等のアドレス
36	よしざと 明	沖縄県那覇市	那覇市長田	44	公明党	無職	
37	山田 マドカ	東京都板橋区	那覇市若狭	41	無所属	漫画家	
38	中村 圭介	沖縄県那覇市	那覇市首里汀良町	36	無所属	那覇市議会議員	www.nakamurakeisuke.com
39	みやざと 宮里 ノボル	沖縄県名護市	那覇市字安謝	73	日本共産党	那覇市議会議員	https://line.me/R/ti/p/%40343uuoud
40	ふくはら 普久原 あさひ	沖縄県那覇市	那覇市字安里	26	立憲民主党	写真家	
41	いとかず 糸数 たかこ	沖縄県八重瀬町	那覇市字字榮原	53	無所属	無職	https://itokazu-takako.com
42	すながわ 砂川 ハヤト	沖縄県那覇市	那覇市首里末吉町	49	無所属	無職	https://ameblo.jp

立候補者一覧

(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス
43	とうめ 和樹	沖縄県豊見城市	那覇市字小碌	26	日本維新の会	無職	
44	うね 良也	沖縄県那覇市	那覇市三原	45	無所属	塗装業	なし
45	おくま りょう	沖縄県那覇市	那覇市おもろまち	34	自由民主党	那覇市議会議員	http://okumaryo.com/
46	やまかわ 山川 のりじ	沖縄県那覇市	那覇市天久	66	自由民主党	団体役員(特定非営利活動法人)	https://www.noriji358.com/
47	きんじょう 金城 盛一郎	沖縄県那覇市	那覇市寄宮	25	無所属	無職	
48	いは 増和	沖縄県那覇市	那覇市曙	62	無所属	無職	
49	がねこ 我如古 イチロー	沖縄県那覇市	那覇市字真地	63	日本共産党	那覇市議会議員	

立候補者一覧
(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス
50	りやがな 當間 やすのり	沖縄県那覇市	那覇市金城	60	無所属	那覇市議會議員	無し
51	はなしづ 花城 のりひと	沖縄県那覇市	那覇市金城	41	自由民主党	無職	
52	まかわ ノハマ川 政敏	沖縄県那覇市	那覇市繁多川	71	無所属	演奏家	
53	まえどまり 前泊 みき	沖縄県那覇市	那覇市旭町	48	無所属	那覇市議會議員	
54	きんじよう 金城 なおこ	沖縄県那覇市	那覇市三原	44	自由民主党	美容院経営	
55	アゲニ アゲニ 彰	沖縄県那覇市	那覇市字識名	65	自由民主党	那覇市議會議員	aguniakira.com
56	なかまつ なかまつ ヒロシ	沖縄県那覇市	那覇市古波蔵	58	無所属	那覇市議會議員	http://www.nakamatsu-h.jp/

立候補者一覧

(那覇市議会議員一般選挙)

届出番号	候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のヴァードサイドレス
57	おおしろ 大城 わかこ	沖縄県名護市	那覇市字大道	57	公明党		http://www.komei.or.jp/km/naha-oshiro-wakako/profile/
58	おなが 翁長 シュンエイ	沖縄県多良間村	那覇市識名	64	公明党	那覇市議会議員	https://www.komei.or.jp/km/naha-onaga-shunei/
59	みやぎ みやぎ いさお	沖縄県那覇市	那覇市識名	59	無所属	無職	https://www.miyagiiisao.com/
60	とくなが 徳永 たかし	熊本県熊本市西区	那覇市辻	40	無所属	琉下村塾の代表	http://tokunaga-takashi.com/
61	いと力ズ 伊波 マサヒロ	沖縄県久米島町	那覇市泉崎	61	公明党	那覇市議会議員	https://www.komei.or.jp/km/naha-itomasai/
62	いは 伊波 みかど	沖縄県那覇市	那覇市首里金城町	41	無所属	無職	
63	うえち 上地 けんじ	沖縄県那覇市	那覇市西	41	無所属	飲食店経営	

監査委員公表

那監公表第3号

令和3年6月24日

掲示済

那覇市監査委員 渡口勇人

同 宮里善博

同 宮城哲

同 古堅茂治

令和3年度行政監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

令和3年度 行政監査報告書

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

令和3年6月

那覇市監査委員

関係通知等について

本報告書をまとめるにあたり参考とした関係通知等は次のとおりです。

また、関係通知等の名称の表記にあたっては、簡潔表記を目的に「報告書中表記」のとおりとしております。

名 称	発 行 等	報告書中表記
非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について	平成16年7月1日付け、医政発0701001号、厚生労働省医政局長通知 平成25年9月27日付け、医政発0927第10号、厚生労働省医政局長通知（最終改正）	通知①
自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）	平成21年4月16日付け、医政発第0416001号・薬食発第0416001号、厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知	通知②
自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再通知）	平成25年9月27日付け、医政発第0927第6号・薬食発第0927第1号、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬食品局長	
自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について	平成22年5月7日付け、医政指発第0507第3号・薬食安発第0507第2号、厚生労働省医政局指導課長、厚生労働省医薬食品局安全対策課長	—
AEDの設置拡大、適切な管理等について（あっせん）	平成25年3月26日付け、総評相第64号、総務省行政評価局長	—
AEDの適正配置に関するガイドライン	平成25年9月9日付け、一般財団法人救急医療財団	ガイドライン
AEDの適正配置に関するガイドライン（補訂版）	平成30年12月25日付け、一般財団法人救急医療財団	
自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について	平成27年8月25日付け、医政発0825第7号、厚生労働省医政局長	通知③

目 次

第1章 監査の概要	1
1 準拠基準	1
2 監査の種類	1
3 テーマ	1
4 目的	1
5 対象範囲	1
6 監査の着眼点	1
7 監査方法	2
第2章 監査の結果	6
1 総論	6
2 概要	6
(1) 「AED」について	6
(2) AEDの設置状況等について	7
(3) AEDの取得方法について	7
(4) AEDの設置場所及び設置表示等について	8
(5) AEDの日常点検の実施状況について	12
(6) AEDの消耗品の管理状況について	14
(7) 操作方法の習得について	16
(8) AEDの使用実績及びその状況について	16
(9) 設置の情報提供の状況について	17
(10) 指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置状況 及び指導・指示等の状況について ..	18
第3章 監査意見	20
1 設置場所及び設置表示について	20
2 日常点検について	20
3 リモート監視システムの延長契約について	20
4 職員等に対する講習（操作方法の習得）について	21
5 その他	21

【資料】 22

通知① 非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（抜粋）	22
通知② 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について.....	26
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（抜粋）.....	26
通知③ 自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について（抜粋）	30
ガイドライン AEDの適正配置に関するガイドライン（補訂版）（抜粋）.....	33

第1章 監査の概要

1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 テーマ

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

4 目的

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、通知①により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、本市においても関係施設への設置が行われてきた。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であることから、通知②において各都道府県知事あてに、各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう、当該通知の周知依頼がなされている。

以上のことから、救急救命においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止する目的から、本市の設置したAEDの管理状況等について監査した。

5 対象範囲

本市が設置しているAED

6 監査の着眼点

- (1) 設置場所及び設置表示は適切に行われているか。
- (2) 点検担当者が配置されているか。
- (3) 日常点検の実施及び記録がなされているか。
- (4) 表示ラベルによる消耗品の管理がなされているか。
- (5) 職員に対する講習（操作方法の習得）は適切に行われているか。
- (6) AEDの使用実績、結果は的確に把握されているか。
- (7) 設置場所の登録がなされているか。

7 監査方法

（1）書面監査

ア 書面監査の内容

書面監査を実施するに当たり、全庁各課のAEDの保有状況等を確認し、AEDを保有している課（保有する施設を所管する課を含む）を対象に、次の調査票（様式1、2、3）により書面監査を実施した。

様式1 AEDの設置及び管理に関する調査票

様式2 指定管理者制度導入施設におけるAEDの管理等に関する調査票

様式3 AEDの管理状況

イ 書面監査の対象課

事前調査によりAEDの保有を確認した12部局28課

ウ 書面監査の期間

令和3年4月5日（月）～4月13日（火）

エ その他

調査票（様式2）により、指定管理者が自主的に設置したものとなっているAEDについては、本監査の対象範囲ではないため設置状況の確認にとどめた。

指定管理者等が自主的にAEDを設置した施設（全6課）

部課名	施設名
総務部 平和交流・男女参画課	鏡水ふれあい会館
市民文化部 まちづくり協働推進課	宮城自治会館
経済観光部 商工農水課	てんぶす那覇（※）
こどもみらい部 子育て応援課	那覇市母子生活支援センターさくら
こどもみらい部 こども政策課	国場児童館
都市みらい部 公園管理課	波の上ビーチ

※てんぶす那覇は、てんぶす那覇管理組合が共有スペースに設置している。

また、消防局で保有しているAEDのうち、車両（救急車・ポンプ車等）に搭載されているAEDについては、救急救命士及び救急標準課程等の資格を有する職員によって、日常的に点検され使用される救急業務用資

機材であるため、調査の対象外とした。(中央消防署、西消防署の2課)

以上のことから、予備監査の対象を12部局22課239施設とした。

なお、239施設には、小学校36校、中学校17校、市内コンビニエンスストア133店舗を含むものとする。

その他、市がAEDを設置する指定管理者管理の施設は23施設であった。

※表1「AED設置施設及び設置数一覧」のとおり

※本市及び指定管理者が設置したAEDが混在する場合でも、予備監査実施の対象は本市設置分のみとした。

表1 AED設置施設及び設置数一覧

部名(台)	施設名	設置数(台)	部名(台)	施設名	設置数(台)
課名(台)			課名(台)		
1 総務部		(8)	7 こどもみらい部		(6)
①防災危機管理課(1)	津波避難ビル	1	⑩こども政策課(6)	古波戻児童館	1
②管財課(7)	本庁	6		若狭児童館	1
	真和志庁舎	1		大名児童館	1
				くもじ・ごじいろ児童館	1
				久場川児童館	1
				壺屋児童館	1
2 市民文化部		(8)	8 都市みらい部		(1)
③ハイサイ市民課(2)	小禄支所内	1	⑯花とみどり課(1)	那霸市緑化センター	1
	首里支所	1			
④文化財課(3)	玉陵	1	9 生涯学習部		(17)
	識名園	1	⑩市民スポーツ課(8)	那霸市民体育館	1
	壺屋焼物博物館	1		那霸市宮奥武山野球場	3
⑤文化振興課(2)	パレット市民劇場	1		那霸市宮奥武山屋内運動場	1
	パレット那霸市民ギャラリー	1		漫郷公園市民庭球場	1
⑥まちづくり協働推進課(1)	なは市民協働プラザ	1		那霸市奥武山トレーニング室	1
3 経済観光部		(3)		首里石嶺プール	1
⑦なはまち振興課(3)	第一牧志公設市場	1	⑪生涯学習課(2)	人材育成支援センター まーいまーいNaha	1
	牧志公設市場	2		那霸市立森の家みんみん	1
4 環境部		(4)	10 中央公民館		(57)
⑧環境保全課(1)	識名園管理事務所	1	中央公民館		1
⑨クリーン推進課(3)	エコマール那霸プラザ棟	1	小禄南公民館		1
	エコマール那霸リサイクル棟	1	石嶺公民館		1
	ちゅらティースポーツ広場	1	首里公民館		1
5 福祉部		(8)		牧志駅前ましそら公民館	1
⑩障がい福祉課(2)	那霸市身体障がい者 地域生活支援センターなんくる	1		繁多川公民館	1
	那霸市障がい者福祉センター	1		若狭公民館	1
⑪チャーがんじゅう課(5)	辻老人憩の家	1	11 学校教育部		(57)
	識名老人福祉センター	1	⑬学務課(54)	学務課ほか 小学校(36)中学校(17)	54
	小禄老人福祉センター	1	⑭学校給食センター(3)	小禄学校給食センター 首里学校給食センター 真和志学校給食センター	1 1 1
	末吉老人福祉センター	1			
	壺川老人福祉センター	1			
⑫福祉政策課(1)	那霸市総合福祉センター	1			
6 健康部		(1)	12 消防局		(133)
⑬保険総務課(1)	那霸市保健所	1	⑯救急課(133)	市内コゼンエシストア(133)	133
			12 上下水道局		(1)
			⑰総務課(1)	上下水道局庁舎	1
			12部局 22課	239施設	247

（2）予備監査

ア 予備監査の内容

書面監査による状況等の実態を把握するため、事務局職員において写真等で状況を確認し、必要があれば施設へ出向き関係職員からの内容聴取をする等の予備監査を行った。

イ 予備監査の対象課

書面監査の対象課のうち、指定管理者等が自主的にAEDを設置した施設等を除く12部局22課

ウ 予備監査の期間

令和3年4月26日（月）～5月12日（水）

（3）監査委員監査

ア 監査委員監査の内容

監査委員によるヒアリング及び市役所本庁舎のAED設置状況の現場確認を実施した。

イ 監査委員監査の対象課・施設

部 課 名	施 設 名 (台数)
総務部 管財課	市役所本庁舎（6台） 真和志庁舎（1台）
環境部 クリーン推進課	エコマール那覇アリーナ棟・リサイクル棟（2台） ちゅらティーダスポーツ広場（1台）
消防局 救急課	市内コンビニエンスストア（133台）
教育委員会 学務課	学務課（1台） 小学校（36台）・中学校（17台）

※学務課の1台は、小・中学校の予備として管理をしている。

ウ 監査委員監査の実施日

令和3年6月3日（木）

第2章 監査の結果

1 総論

本市の設置したAEDの管理状況等について監査した結果、リモート監視システムによる日常点検を含め、おおむね適切に管理されているものと認められる。

2 概要

(1) 「AED」について

AEDとは、自動体外式除細動器 (AUTOMATED EXTERNAL DEFIBRILLATORS) の略称で、突然、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態 (心室細動) になった心臓に対して、AED本体が自動的に心電図の測定・解析を行い、電気ショックを与え (除細動) 、正常なリズムに戻すための医療機器である。



写真1 AED本体(市役所本庁舎)

また、AEDの日常点検には、AED本体に付いているステータスインジケータが緑色 (写真2) (使用可の状態) を直接目で確認する「目視点検」と、メーカーによりAED本体の状態を通信により確認する「リモート監視点検」があることがわかった。

リモート監視点検とは、「AEDの保守管理の徹底が必要」とされている今、そのAED設置管理者 (各所管課) によるAEDの日常点検をサポートするシステムである。日常点検の結果をWEB上の点検表にて確認ができ、また、事前に登録されたメールアドレス (各所管課代表等) にAEDの異常

（通信障害、使用不可など）を検知した際に自動送信するものである。また、消耗品である電極パッドやバッテリーの交換時期前に通知を受けるなど、AED設置管理者（各所管課）の負担軽減と合わせ、AEDの適切な管理等に寄与するものである。



写真2 ステータスインジケーターが「緑色」であることを確認

（2）AEDの設置状況等について

1) AEDの設置について

書面監査の結果、AEDを設置する施設及び設置台数は表1のとおりで、22課が所管する239施設に合計247台のAEDが設置されていることを確認した。

なお、239施設には、市立小学校36校、中学校17校、市内コンビニエンスストア133店舗を含んでいる。

また、同一施設に複数台設置となっているのは、市役所本庁舎に6台、牧志公設市場2台、那覇市営奥武山野球場に3台である。

2) 設置理由

設置しているほとんどの施設が、ガイドラインにおいて推奨される施設である。また、地域のランドマークとなる施設である24時間営業のコンビニエンスストアに設置することで、緊急事態発生時に救命処置が行える体制を整備し、市民や観光客等が安全安心に過ごせるものもある。

（3）AEDの取得方法について

1) AEDの取得方法について

AEDの取得方法は次のとおりである。市が設置するAEDについては、年度ごとに各課で設置するAEDを一括して入札に付し、購入することで単価を抑えることができていた。

購入	リース	寄附
239	0	0

一括購入時の単価は次のとおりである。

年度別購入単価（税込）

年度	数量（台）	単価（円）
平成30年度	140	149,886
令和元（H31）年度	19	183,600
令和2年度	7	198,000

※AEDのケース代は含まれていない

2) 取得方法の検討について

ア AEDを取得する場合に購入とリースの比較の有無

AED取得時における購入とリースの比較検討状況は次のとおりである。比較していないとの回答が多くなっているが、比較検討の結果、一括して入札に付し、購入することが決まったためとなっている。

比較した	比較しなかった
200	39

イ AEDを取得する際に重視したこと

AEDを取得する際に重視した項目は次のとおりである。その他重視した項目は、WEB上での集中管理のサポートの有無や、耐用期間が挙げられている。

(複数選択有)

価格	機能・性能	メンテナンス
234	222	217

(4) AEDの設置場所及び設置表示等について

1) AEDの設置場所及び管理責任者等について

AEDの設置場所、管理責任者については、次のとおりである。

ア 設置場所

(ア) 学校以外の各施設

施設入口付近	施設内ロビー・廊下・エレベータホール	事務室内	その他
15	25	12	8

その他の設置場所は、スポーツ広場多目的トイレ、球場内等があった。

(イ) 学校（小学校36校、中学校17校）

玄関	事務室	体育館	職員室	保健室
23	11	5	10	4

イ 管理責任者

(ア) 学校以外の各施設

管理責任者は、所属長もしくは施設の長、または防火管理責任者と併任もあった。

責任者有	責任者無
185	44

(イ) 学校（小学校36校、中学校17校）

校長	教頭	養護教諭
7	44	2

また、年度別の設置状況は次のとおりとなっている。

設置年度	設置台数	課名(台数)
平成25年度 (2013)	2	クリーン推進課(2)
平成27年度 (2015)	2	クリーン推進課(1)、学務課(1)
平成28年度 (2016)	60	公民館(7)学務課(小学校36・中学校17)
平成29年度 (2017)	7	市民スポーツ課(7)
平成30年度 (2018)	140	管財課(6)、ハイサイ市民課(支所)(2)、文化財課(2)、文化振興課(2)、なはまち振興課(3)、障がい福祉課(1)、ちやーがんじゅう課(5)、生涯学習課(1)、救急課(118)
令和元年度 (2019)	27	防災危機管理課(1)、文化財課(1)、まちづくり協働推進課(1)、障がい福祉課(1)、保健総務課(1)、こども政策課(6)、花とみどり課(1)、学校給食センター(3)、救急課(12)
令和2年度 (2020)	9	管財課(1)、環境保全課(1)、福祉政策課(1)、市民スポーツ課(1)、生涯学習課(1)、救急課(3)、上下水道局(1)
合計	247	

2) 設置場所の表示状況

AEDの設置場所の表示状況は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

設置場所の表示は、玄関・入り口、AED設置場所、事務室、施設内案内図等、複数個所になされている。(写真3)

また、書面監査において「表示無し」と回答のあった施設(3施設)についても、監査委員監査までに表示済みであることを確認している。

表示有	表示無
185	0



写真3 市役所本庁舎入口(※見やすく設置されている)

イ 学校（小学校36校、中学校17校）

学校においても、表示は校内複数個所に設置されている。

また、書面監査において「表示無し」と回答のあった学校（12校）についても、監査委員監査までに表示済みであることを確認している。

表示有	表示無
53	0

3) 施設利用者が職員を介さないAED使用の可否について

施設利用者が職員を介すことなくAEDを使用できるようになっていくかについては、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

不可と回答した課（施設）の理由については、「施設管理職員が常駐する事務所（受付窓口）へ設置しているため」、「共用スペースが屋外で設置には向きであるため、職員が事務室を解説しないと使用できない事務室内に設置しているため」等である。

使用可	使用不可
182	3

イ 学校（小学校36校、中学校17校、学務課1）

「可」「不可」と回答したいずれの学校も、校舎内に設置している状況は同じであることを確認している。学校休業日は、学校を解説しないと使用できないという意味で不可と回答していた。

また、不可と回答したその他の理由には、「事務室内（職員室内）にあ
るため、職員が解錠しないと使用できない」がある。

使用可	使用不可
34	20

(5) AEDの日常点検の実施状況について

1) 点検担当者の配置状況

点検担当者の配置状況は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

点検担当者を配置していない主な理由は、「リモート監視点検が行われ
ているため」であるが、「配置が必要と知らなかつた」との理由もあった。

担当者有	担当者無
168	17

イ 学校（小学校36校、中学校17校、学務課分1）

点検担当者を配置していない主な理由は、「業者で定期的に点検が行われ
ているため」「日常的に目視で異常が無いか確認している」ほか、「職員
の校務分掌にAED点検担当者が位置づけられていない」「日常点検の必
要性がない」「詳細を引き継がれていない」などである。

担当者有	担当者無	不明
35	18	1

2) 点検マニュアルの有無

点検マニュアルの有無は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

点検マニュアルがない主な理由は、「目視点検のみのため」「リモート
監視点検が行われているため」であるが、「認識不足」もあった。

マニュアル有	マニュアル無
170	15

イ 学校（小学校36校、中学校17校、学務課分1）

点検マニュアルがない主な理由は、「業者で定期的に点検が行われている」「目視点検を毎日行っている」「バッテリーやパッドの期限を確認している」があるが、「引き継がれていない」「認識不足」もあった。

マニュアル有	マニュアル無	不明
35	18	1

3) 日常点検の実施状況

日常点検の実施状況は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

点検マニュアルがない主な理由は、「目視点検のみのため」「リモート監視点検が行われているため」であるが、「認識不足」もあった。

毎日	週1	月1	年1	不定期	無
159	3	4	0	3	16

イ 学校（小学校36校、中学校17校）

点検マニュアルがない主な理由は、「業者点検があるため」である。

毎日	週1	月1	年1	不定期	その他 (年2~3)	無
4	4	8	14	10	2	12

4) 日常点検記録簿の有無

日常点検記録簿の有無は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

点検記録簿については、附属の点検表への記録をしているほか、施設によっては他の点検と併せて点検内容を施設管理日誌に記録している施設もある。また、点検簿を3か月、1年、5年と保存している課（施設）もある。

点検記録簿がない主な理由は、「目視点検のみのため」「リモート監視点検が行われているため」または「異常があった場合のみ報告予定」であるが、「認識不足」もあった。

記録簿有	記録簿無
16	169

イ 学校（小学校36校、中学校17校、学務課1）

点検記録簿がない主な理由は、「業者で定期的に点検が行われているため」「日常的に目視で異常が無いか確認している」ほか、「認識不足」「日常点検の必要性がない」「詳細を引き継がれていない」などである。

記録簿有	記録簿無	不明
7 (職員室)	2 (保健室)	43

(6) AEDの消耗品の管理状況について

1) 電極パッドの交換時期の把握状況

電極パッドの交換時期の把握状況は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

すべての課（施設）において、電極パッドの交換時期を把握している。

把握有	把握無
185	0

イ 学校（小学校36校、中学校17校）

電極パッドの交換時期を把握していない学校がある。

把握有	把握無
44	10

2) バッテリーの交換時期の把握状況

バッテリーの交換時期の把握状況は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

すべての課（施設）において、バッテリーの交換時期を把握している。

把握有	把握無
185	0

イ 学校（小学校36校、中学校17校、学務課1）

バッテリーの交換時期を把握していない学校がある。

把握有	把握無
45	9

3) 表示ラベル（設置されたAEDの電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載したラベル）の取付状況



写真4 「バッテリー、パッド」の交換時期を確認

ア 学校以外の各施設

すべての課（施設）において、表示ラベルを取付けている。

表示ラベル有	表示ラベル無
185	0

イ 学校（小学校36校、中学校17校）

すべての学校において、表示ラベルを取り付けている。

表示ラベル有	表示ラベル無
53	0

(7) 操作方法の習得について

1) AEDの操作方法に関する講習・研修の受講状況

AEDの操作方法に関する講習・研修の受講状況は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

コンビエンスストアに設置しているAEDについては、受講する必要がないとしているが、それ以外についてはほとんどの課（施設）において、講習や研修を受講したことがあるとしている。

受講有	受講無	把握していない
53	133	1

課の全職員が一度は講習会・研修会を受講したことがある	10
設置者又は点検担当者が講習会・研修会を受講したことがある	30
設置者又は点検担当者以外が講習会・研修会を受講したことがある	13
(コンビニ設置のため)受講する必要がない	133
把握していない	1

イ 学校（小学校36校、中学校17校、学務課1）

ほとんどの学校においては、講習や研修を受講したことがある、との回答であったが、受講状況を把握していないとの回答が4校あった。

受講有	把握していない
50	4

課の全職員が一度は講習会・研修会を受講したことがある	39
設置者又は点検担当者が講習会・研修会を受講したことがある	8
設置者又は点検担当者以外が講習会・研修会を受講したことがある	3
把握していない	4

(8) AEDの使用実績及びその状況について

本監査で対象としたAEDの過去5年間（平成28年度～令和2年度）の使用実績は、次のとおりである。

救急課が設置する市内コンビニエンスストアでの使用実績32件を含む、合計35件の使用実績がある。

使用後の復旧日数は、消耗品である電極パッドの更新で2～3日から最大

約1か月を要している。消防局救急課においては、1~2時間で電極パッドを更新している。

AEDの過去5年間（平成28年度～令和2年度）の使用実績

	部課名	使用年月	使用状況	復旧措置 復旧期間
1	総務部 管財課	平成28年 7月	<市役所本庁舎> 庁舎内で職員が倒れたため、近くにいた職員がAEDを使用（電気ショックはなし）後、救急搬送された。	電極パッドの 更新 12日間
2	市民文化部 文化振興課	平成30年 12月	<パレット市民劇場> 舞台袖で主催者側の利用者が倒れたため、劇場職員がAEDを使用（電気ショックはなし）後、救急搬送された	電極パッドの 更新 2、3日後
3	福祉部 ちやーがんじ ゆう課	平成29年 9月	<辻老人憩の家> 踊りの先生が指導中に倒れたため職員がAEDを使用後、救急搬送された	電極パッドの 更新 約1か月後
4	消防局 救急課	令和2年 10月 ほか	<市内コンビニエンスストア> 60代男性がコンビニ駐車場で座った状態で体動ないため、通行人がコンビニ店長に知らせ、コンビニ店長が救急要請。コンビニ従業員2名でAED装着するも、心静止波形のため除細動適応外。（適応波形外） ほか31件	電極パッドの 更新 1~2時間後

（9）設置の情報提供の状況について

1) 一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）への

登録状況、ホームページへの掲載について

通知③により、AEDの設置者に対しては、財団の「日本救急医療財団AEDマップ」への登録を依頼している。そのため、ほとんどの所管

課（施設）が当該AEDマップに登録済みであった。

また、所管課のホームページ等がある場合には、所管するホームページへも掲載していた。登録状況は、次のとおりである。

ア 学校以外の各施設

財団ホームページへ登録していない主な理由は、「登録もれ」「認識不足」等であるが、今回の監査により登録がなされた。

登録有	登録無
180	5

イ 学校（小学校36校、中学校17校、学務課1）

すべての学校について、財団ホームページにて登録済みである。

登録有	登録無
54	0

(10) 指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置状況及び指導・指示等の状況について

AEDを保有する施設について、指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置状況及び管理状況等は次のとおりである。

1) 設置状況

指定管理者制度導入施設28施設のうち、指定管理者が自主的に設置した施設は5施設である。

市が設置したもの	23
指定管理者が自主的に設置したもの	5

2) 管理状況確認の有無

管理状況を確認していない4施設の主な理由は、「指定管理者が自主的に設置したものであるため」が2施設、「協定書によるものため」が2施設となっている。

確認有	確認無
24	4

3) 指定管理者に対する、管理体制・点検方法に関する指導・助言等の有無
所管課が指定管理者へ管理体制・点検方法に関する指導・助言等を行っていない主な理由は、「指定管理者が自主的に設置したものであるため」が3施設、「指定管理者に一任している」が2施設、「リモート監視点検のため」が2施設である。

指導有	指導無
21	7

4) 指定管理者に対する、操作方法に関する指導・指示の有無
所管課が指定管理者へ操作方法に関する指導・助言等を行っていない主な理由は、「指定管理者が自主的に設置したものであるため」が3施設、「指定管理者に一任している」が2施設、「リモート監視点検のため」が2施設、「操作方法については設置業者による現地指導があるため」が1施設である。

指導有	指導無
20	8

第3章 監査意見

1 設置場所及び設置表示について

AEDの設置場所及び設置表示については、各施設の入り口付近、施設の案内図、エレベータ内パネル等にAEDの設置が認識できるようにおおむね適切に表示されていた。本庁舎で追加設置したAEDについて、庁舎案内図に表示が漏れているものもあったが、速やかに改善されている。

なお、設置表示以外に「AED操作ガイド」（写真5）等を活用し、実際の使用時にスムーズに操作できるような表示にも努められたい。



写真5 見てわかりやすい「AED操作ガイド」付き

2 日常点検について

クリーン推進課で管理する3台の内、2台については、更新の目安である耐用期間を1年近く経過しているものがあった。AED本体の表示が正常であれば使用は可能である旨、購入業者から確認していることであるが、耐用期間や日常点検についてその重要性を十分認識していたとはいえない。速やかに機器の更新を検討されたい。残りの1台についても日常点検等を適切に行われたい。

3 リモート監視システムの延長契約について

現在設置しているAEDのほとんどが、耐用期間8年に対して保証期間とリモート監視システムのサービス期間5年となっているため、リモート監視システムを継続する場合は延長契約が必要となっている。

学務課が所管する各小中学校のAEDについては、保証期間の終了後はリモート監視システムの契約は延長せず、各学校で目視点検により行うこと

しているが、学校教職員の負担軽減のため、リモート監視システムの延長契約を積極的に検討されたい。

その他の部署についても、出先施設で複数台管理している等の場合は、効率性の観点から同様に延長を検討されたい。また、このような施設等においては、契約の仕様として耐用期間に合わせたリモート監視システムの利用も検討されたい。

4 職員等に対する講習（操作方法の習得）について

ほとんどの施設で点検担当者を含む職員が講習を受講したことがあるという結果であったが、総務部管財課によると、本庁舎の職員については平成26年度に全職員を対象に講習を実施したが、その後は新規採用職員に限定して講習を行っている（令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染防止のため未実施）との事であった。

通知①別添1「自動体外式除細動器（AED）を使用する非医療従事者（一般市民）に対する講習」では留意事項として「概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。」としている。

全ての職員が的確にAEDを操作できるよう、定期的な再講習の機会を確保されたい。

なお、消防局救急課では、操作方法を動画としてインターネット上で視聴ができるようにしており、良い取組であるので、今後は職員向けや市民向けに周知を図ることに努められたい。

※那覇市公式ホームページ／応急手当「在宅学習用」、救命動画「しまくとうば version」

<https://city.naha.okinawa.jp/home/kyukyujyoho/kyuumeidouga.html>

5 その他

消耗品（電極パッド）の補充について

AEDの電極パッドは使用するたびに新品と交換する使い捨てであるが、未使用の状態でも2年程度で交換しなければならないため、予備を購入していない部署がほとんどであり、補充に最大約1か月かかっている事例もある。使用後、速やかに補充できるような仕組みを検討されたい。

【資料】

通知① 非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（抜粋）

（参考）

【改正後全文】

医政発第0701001号

平成16年7月1日

医政発0921第11号

平成24年9月21日

医政発0927第10号

平成25年9月27日

最終改正

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「AED」という。）の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれではその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反となるものであること。

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第3の3の（4）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」）に該当しな

い者をいうものとする。以下同じ。) がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
 - ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
 - ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
 - ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること
- については、報告書第2に示す考え方方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとすること。

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。また、短時間で習得することのできる入門講習も積極的に活用すること。

4 業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習

報告書第3の3の(4)において、「非医療従事者のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習」は、「その活動領域の特性や、実施の可能性の高さ、それまでの基本的心肺蘇生処置の習得状況などに応じた適切な内容を盛り込んだ講習を行うことが期待される」とされていることを踏まえて、その講習の内容について別添2の通りとすること。特に、救急対応の義務のある業務に従事する者に対する講習は、当該講習の内容を満たすこと。

5 講師養成のための講習

報告書第3の3の(2)において、自動体外式除細動器の使用に関する講習の講師について、「地方公共団体の消防担当部局や公的な団体が実施する一定の講習プログラムを修了した非医療従事者が、一般市民を対象とした基本的心肺蘇生処置の指導員となり、これまでにも講習のすそ野を広げることに貢献している実績に鑑み、自動体外式除細動器の使用に関する教授法を含む指導教育プログラムを修了した者も講師として活用するべき」とされているほか、「公的な団体において、関係学会等の協力を得て、講師養成のための指導教育プログラムを作成し、その普及を図ることが適当である」とされていることを踏まえて、その講師養成のための講習の内容については、別添3の通りとすること。また、当該講習の内容を修了した者も講師として活用すること。

6 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

7 その他

- (1) 別添2及び3の講習の内容及びその実施について、基本的心肺蘇生処置及び自動体外式除細動器の使用に関し十分な知識・経験を有する医師による指導又は助言を適宜得ること。
- (2) 講習内容は、各講習の受講者が身につけるべき最低限の内容であるので、当該講習の内容について必要に応じて充実を図ることや、各団体等が実施している応急手当等の講習内容に組み入れることについては、差し支えないものであること。
- (3) 事後検証の結果等を踏まえて、講習の内容やあり方について、関係学会等の協力を得て、公的な団体で適宜見直していくものであること。

別添1(続き)

自動体外式除細動器(AED)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の運営と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例(分)
イントロダクション	コースの概説 救命の運営の重要性	救命の運営(心停止の予防を含む)の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	15
心肺蘇生(実技)	反応の確認、通報、呼吸の確認 胸骨圧迫(心臓マッサージ) 気道の確保と人工呼吸 シナリオに対応した心肺蘇生	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死後期呼吸を含む)が実施できる 有効な胸骨圧迫が実施できる 気道の確保と人工呼吸が実施できる シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10 15 15 10
体験			15
AEDの使用(実技)	AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ) 指導者による使用方法の実際の演示 AEDの実技	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する AEDの使用方法と注意点を理解する シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる	10 10 35
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計(例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、到達目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

通知② 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
(注意喚起及び関係団体への周知依頼) (抜粋)

写

医政発第0416001号

薬食発第0416001号

平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
(注意喚起及び関係団体への周知依頼)

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け
医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器
(AED)の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用について
その取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、
商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器
及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及
び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能
を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管
理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれでは、下記の事項について、御
協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に
本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、
別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の
実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

（照会先）
医薬食品局安全対策課安全使用推進室
電 話：03-5253-1111（内線2751, 2758）
夜間直通：03-3595-2435

別紙

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（参考）AED設置場所検索（財団法人日本救急医療財団ホームページ）URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

通知③ 自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について（抜粋）

医政発0825第7号
平成27年8月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AEDの設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED設置登録情報の有効活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれでは、この報告書の趣旨を踏まえ、AEDが必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団へのAED設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されているAED設置登録情報のうち、すでに地方公共団体

への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けた AED 設置登録情報を用いて、独自に取り組まれている AED マップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成27年8月25日付医政地発第0825第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で衛生主管部局長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED 設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等が AED 設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

- 2 日本救急医療財団全国 AED マップを用いた住民への情報提供について
今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国 AED マップを作成したので、現時点で AED マップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。（リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。）

（参考）「日本救急医療財団全国 AED マップ」

URL : <https://www.gqzaidanmap.jp/>

- 3 財団に既に登録されている AED 設置登録情報の更新の推進について
AED 設置登録情報については、AED の具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録するべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代え AED 設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED 設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下の AED 設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。（更新の手順は AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL : <http://www.gqzaidan.jp/AED/settitoroku.htm>

4 財団にAED設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED設置登録情報については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付医政発第0416001号薬食発第0416001号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知）において、AED設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団にAED設置登録情報を登録していないAED設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。（新規登録の手順もAEDマップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL：<http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備について

（1）誘導表示の充実について

AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

（2）AEDのマークについて

今般、AED設置者が、財団作成のAEDのマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED設置者への周知をすること。

なお、AEDの販売業者や地方公共団体等が作成した独自のAEDマークの使用を否定するものではないこと。

以上

ガイドライン AEDの適正配置に関するガイドライン（補訂版）（抜粋）

AEDの適正配置に関するガイドライン

平成30年12月25日

一般財団法人日本救急医療財団

AEDの適正配置に関するガイドライン
に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業等はありません。

AEDの適正配置に関するガイドライン

一般財団法人日本救急医療財団
非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会
AEDの設置基準に関する作業部会

補訂にあたって

平成25年に本ガイドラインが公表されて、5年が経過した。本ガイドラインは、AEDの設置場所や配置に関して、具体的で根拠ある指標を示すために、作成されたものであるが、この5年間でこうした指標の背景となる根拠やAEDをとりまく状況は変化している。また、AEDそのものの機能の充実や改良も進んでいる。わが国では国をあげての大規模なスポーツイベントを控えていることもあり本ガイドラインをとりまく最新動向にもとづき必要な補訂を行った。

本ガイドラインの趣旨

突然の心停止事例においては通報を受けて救急隊が持参するAED（自動体外式除細動器）に比較して、公共のスペース等にあらかじめ設置しておいたAEDが、救命や社会復帰の点ですぐれた効果を発揮することが知られている。一方、AEDの設置場所や配置に関して、具体的で根拠のある基準は示されていなかった。そこで本ガイドラインは一般人が使用することを目的としたAEDの設置場所を提示し、AEDの効率的で円滑な利用を促し、心停止の救命を促進することを目的とした。

本ガイドラインを参考にすることで、一般人が使用することを目的としたAEDの導入を検討している、或いは既に設置済みの地方公共団体や民間機関等の効果的かつ効率的な設置・配置に寄与できれば幸いである。

1.はじめに

1990年代より欧米では自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator, AED）が普及したが、わが国では航空機への設置等をきっかけに平成16（2004）年7月に非医療従事者によるAEDの使用がはじめて認可された。しかし以来、駅や空港、学校、官公庁などの公共施設への設置が進み人口当たりのAED設置台数は他国と比較して引けをとらない水準に達した。病院外心停止の記録集計と分析もわが国で進んでいるが、こうしたAEDにより数多くの人々が救命され、社会復帰を果たしていることが、客観的に示されている^{1,2}。しかし、一般人により目撃された突然の心停止のうち、AEDを用いて電気ショックが実施されたケースは、すべての心停止の中でもまだ少ないのが現状である。PAD（public access defibrillation）プログラムとは、居合わせた人により、AEDが適切に活用されるように計画・管理することであるが、現状は、PADプログラムの推進という点では決して十分とはいえない。

心停止に対して一般人によるAED使用例が少ない理由は、現場付近にAEDは存在したもののAEDの使用に至らなかったといった場合とAEDが未設置であったという2つに大別される。後者については、AEDの絶対数不足、心停止の発生場所と設置場所のミスマッチ、地域AEDの配置基準に一貫性がないこと、設置場所が市民に周知されていないこと、設置に関する政策の関与や計画的な配置がなされていないことなどが考えられる。

これまでAEDの普及は、まずその設置数を増やすことに重点が置かれてきたが、今後はより効果的かつ戦略的なAED配備と管理を進めていく必要がある。また、設置場所の周知についても推進する必要がある。このような趣旨から日本救急医療財団では、平成22（2010）年から「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」を設置し、AEDの設置基準に関する作業部会、AEDの教育普及に関する作業部会及びAEDのデータ利用・検証に関する作業部会により、AEDの効果的な運用方法を検討してきた。さらにその一環として、平成19（2007）年にAED設置場所検索システム、平成27

（2015）年からは財団全国AEDマップをインターネット上で公開してAEDの設置情報を周知してきた³。本ガイドラインは同特別委員会のAEDの設置基準に関する作業部会における検討結果を踏まえて、具体的な設置・管理基準をまとめたものである。その内容は、平成24（2012）年の日本循環器学会AED検討委員会および日本心臓病学会の「AEDの戦略的配置に向けて」の提言がベースになっている⁴。今回の補訂版は、その後の知見の蓄積や状況の変化を加えてアップデートしたものである。

2. AED設置が求められる施設

（1）AEDの設置に当たって考慮すべきこと

心停止は、発生場所によってその頻度も救命率も大きく異なる^{5,6}。心停止の7割以上が住宅で発生するが⁷、目撃される割合、電気ショックの対象となる心室細動の検出頻度は公共場所のほうが高く、電気ショックの適応となり、救命される可能性も高い^{7,8}。そのため、公共場所を中心としたAED設置が推奨されてきた⁹⁻¹¹。

AEDを効果的・効率的に活用するためには、人口密度が高い、心臓病を持つ高齢者が多い、運動やストレスなどに伴い一時的に心臓発作の危険が高いなど心停止の発生頻度に直接関わる要因だけでなく、目撃されやすいこと、救助を得られやすい環境であることも考慮する必要がある。

また、居合わせた人に救助をゆだねるという性格上、一定の救命率が期待される状況下での普及を推し進めるという考え方もある。その一方で、学校のように、たとえ心停止の頻度は低くても設置が求められる場所もある。さらに旅客機や離島など、救急隊の到着に時間がかかる場所や、医療過疎地域等で迅速な救命処置が得られにくい状況に対しても、住民のヘルスサービスの一環として不公平が生じないようAED設置に配慮すべきである。

表1：AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止（中でも電気ショックの適応である心室細動）の発生頻度が高い（人が多い、ハイリスクな人が多い）
2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる（心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなどリスクの高いスポーツが行われる競技場など）
3. 救助の手がある/心停止を目撃される可能性が高い（人が多い、視界がよい）
4. 救急隊到着までに時間を要する（旅客機、遠隔地、島しょ部、山間等）

（2）AEDの設置に当たって目安となる心停止の発生頻度

AEDの設置に際して考慮すべき第一の条件として、心停止の発生頻度が高いところにAEDを設置するべきである。PADの効果を証明した大規模な地域介入試験では、心停止が2年に1件以上目撃されている施設や、50歳以上の成人250人以上が1日16時間以上常駐している施設に対し、AEDの設置を進め、救命率向上を証明した¹³。この結果を踏まえ、2005年のヨーロッパのガイドラインでは、心停止が発生する可能性が高い場所としての空港、スポーツ施設など、少なくとも2年に1件院外心停止が発生する可能性がある施設をAED設置に適している場所として推奨した¹⁴。しかし、その後、5年に1件以上の心停止が発生する場所を推奨するように変更された¹¹。アメリカでも、AED設置が奨められる公共場所として、5年に1件以上の心停止が発生する場所を推奨している¹⁰。このようなAEDの設置によって公共の場の約2/3の心停止をカバーできるとされている⁵。

【AEDの設置が推奨される施設（例）】

① 駅・空港・長距離バスターミナル・高速道路サービスエリア・道の駅

わが国では、公共の場所のうち、特に多数の人が集まる駅での心停止発生、並びにAEDの使用例が多いとの報告がある^{15,16}。都市部において鉄道は主たる移動手段で年齢を問わず多くの人が集まる場所であり、一日の平均乗降数が10,000人以上の駅ではAED設置が望ましい¹⁷。また、混雑の中で救命処置を円滑に行うためにも職員による周到な準備・訓練が不可欠である。

空港での AED の必要性は①駅での理由に加え、長旅や疲労などによるストレスが高まる環境にさらされ心臓発作を起こしやすいと報告されている。欧米でも空港における AED の有効性は示されており¹⁸、空港でも AED の積極的な設置が求められる。

② 旅客機・長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関

旅客機内は、長旅や疲労などによる心臓発作のリスクに加え、孤立して救急隊の助けが得られにくい特殊性からも AED の必要性が高い。旅客機内では AED 使用例が一定頻度で発生しており、その有効性も実証されていることから、旅客機内には AED を設置することが望ましい^{19,20}。同様に、新幹線・特急列車、旅客船・フェリーなどの長距離乗客便には AED を設置することが望ましい。

③ スポーツジムおよびスポーツ関連施設

スポーツ中の突然死は、若い健常人に発生することも少なくない。また、心停止を目撃される可能性も高い。運動強度の高いサッカー、水泳、マラソンなどのスポーツでは心室細動の発生が多い。また、野球やサッカー、ラグビーなどの球技、あるいは空手などの格闘技では心臓震盪の発生が比較的多いことが報告されている²¹⁻²³。スポーツジムおよび管理事務所を伴うグラウンド、球場等、これらのスポーツを実施する施設には AED を設置することが望ましい^{17,23-25}。

ゴルフは他のスポーツに比べ競技者の年齢が高く、ゴルフコース 1 施設あたりの心停止発生率は、0.1/1 年と高い²⁴。また、ゴルフ場は郊外にあることが多い、救急車到着までに時間を要すると考えられることからも 5 分以内の電気ショックが可能となるようにコース内に複数の AED を設置することが望ましい^{12,17}。

④ デパート・スーパーマーケット・飲食店などを含む大規模な商業施設

わが国では従来からあるデパート、スーパーマーケット、飲食店に加えて、郊外型の大規模複合型商業施設が一般化した。さらに、日用品から一般医薬品まで販売するドラッグストアについても規模が大きな店舗が増加している。一日 5,000 人以上の利用者数のある施設、(當時、成人が 250 名以上いる規模を目安とする)には複数の AED を計画的に配置することが望ましい^{13,17}。

⑤ 多数集客施設

アミューズメントパーク、動物園、(監視員のいる) 海水浴場、スキー場、大規模入浴施設などの大型集客娯楽施設、観光施設、葬祭場などには複数の AED を設置することが望ましい¹³。

⑥ 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設

規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED 設置・管理の規範となるという点からも AED の配置と保守管理に配慮することが望ましい。

⑦ 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設

人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという観点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AED を設置することが望ましい。

⑧ 高齢者のための介護・福祉施設

50 人以上の高齢者施設では、一定以上の頻度で心停止が発生しており、AED の設置が望ましい¹⁷。

⑨ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等）

学校における心停止は、児童・生徒等に限らず、教職員、地域住民などの成人も含め一定頻度

発生している²⁷⁻²⁹。わが国で、学校管理下の児童・生徒等の突然死のおよそ3割は心臓突然死で、年間30～40件の心臓突然死が発生していると報告されており³⁰、学校はAEDの設置が求められる施設の一つである。日本のほとんどの学校には、少なくとも1台のAEDは設置されているが³¹、心停止発生から5分以内の電気ショックを可能とするためには規模の大きな学校では、複数のAEDを設置する必要がある。調査によれば、学校内の設置場所は多様である。

しかし、学校における突然の心停止の多くは、体育の授業やクラブ活動で、ランニングや、水泳など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生のリスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある³²。さらに、施設が生徒や住民に開放されている土日祝日や夜間でも、こうした運動場、体育館や学童保育で使用できるように配慮することが望ましい。

⑩ 会社、工場、作業場

多くの社員を抱える会社、工場、作業場などはAED設置を考慮すべき施設である。例えば、50歳以上の社員が250人以上働く場所・施設にはAEDを設置することが望ましい³³。

⑪ 遊興施設

競馬場や競艇場、パチンコ店などの遊興施設では極めて人口の密集した環境下で、交感神経機能が高まることがから心停止発生のリスクが高い。さらに、目撃される可能性も高いことからAEDの設置が望ましい^{34,35}。

⑫ 大規模なホテル・コンベンションセンター

ホテルやコンベンションセンターは、多人数が集まるうえに、滞在時間も長いため、AEDの設置が望ましい。

⑬ その他

⑬-1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

民間救急車などのサービスの性質上、AEDを用いた一次救命処置の実践が求められる施設は、AEDの設置および訓練が求められる。

⑬-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などでは、救急隊や医療の提供までに時間を要するため、AEDの設置が求められる。

【AEDの設置が考慮される施設（例）】

① 地域のランドマークとなる施設

地域の多人数を網羅している、救急サービスの提供に時間要するなどの地域の実情に応じ、郵便局、銀行、24時間営業しているコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ドラッグストアなど救助者にとって目印となり利用しやすい施設へのAEDの設置は考慮して良い³⁶。近年、地方公共団体によるコンビニエンスストアへのAEDの設置が広がりつつあり、社会復帰例も報告されている³⁷。コンビニエンスストアへの、地方公共団体によるAEDの設置は、地域のPADプログラムの推進という点でも³⁸、危機管理も念頭においていた各店舗と行政との連携という点でも³⁹推奨される。

② 保育所・認定こども園

幼児のみならず、1歳未満の乳児に対してもAEDを使用できる⁹⁻¹²。規模の大きな乳幼児施設ではAEDの設置が進んでいる³⁸。規模の小さな保育所でAEDを保有することが難しい場合は、同じビルの中や近隣のAEDをすみやかに使用できるようにしておくことが望ましい。また地方公共団体等の設置補助制度が充実することが望まれる。また、学童保育に対する配慮も必要である。使用の際は、未就学児に対しては小児用モード、小児キーあるいは小児用パッドを用いる

ことが望ましいが、すぐに対応できない場合は、成人用のAEDを使うことをためらわない¹²。

③ 集合住宅

自宅での心停止は、同居者が不在か、居ても睡眠中や入浴中などでは目撃されないことが多く、またその同居者がしばしば高齢で、迅速で適切な救助が得られないなどの理由からAED設置の有効性は未定である。しかし、我が国では突然心停止の発生は70%近くが自宅・住居であり、集合住宅が多いため、集合住宅等の人口が密集した環境ではAED設置の効果が期待される^{6,7}。

心停止リスクのある人が、自らの家庭にAEDを設置するプログラムで救命された例も報告されているが、現状ではリスクの高い人には植込型除細動器、着用型自動除細動器などの対策もある。周囲で救助を行うものがいることが期待される状況下であれば、自宅等にAEDの準備をすることを考慮してもよい¹³⁻¹²。

表2：AEDの設置が推奨される施設の具体例

1. 駅・空港・長距離バスターミナル・高速道度サービスエリア・道の駅
2. 旅客機・長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関
3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設
4. デパート・スーパーマーケット・飲食店などを含む大規模な商業施設
5. 多数集客施設
6. 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設
7. 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
8. 高齢者のための介護・福祉施設
9. 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等）
10. 会社、工場、作業場
11. 遊興施設
12. 大規模なホテル・コンベンションセンター
13. その他
 - 13-1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス
 - 13-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所

3. AEDの施設内での配置方法

我が国のAED普及の実態と効果を検証した調査では、公共のスペースに設置されたAEDによる電気ショックは心停止から平均3分以内に行われており、40%近い社会復帰率を示した¹。あわせて、電気ショックが1分遅れると社会復帰率が9%減少すること、AEDを1000m四方に1台から500m四方に1台、すなわち設置密度を4倍にすると、社会復帰率も4倍になることが示された¹。愛知万博では300m毎に100台のAEDが設置され、会場内で発生した心停止5例中4例で救命に成功した。コベンハーゲンの調査では、住宅地域では100m間隔でAEDを設置することが推奨されるべきであるとしている⁶。さらに、わが国の別の研究では、一般人が心停止を目撃してから、119番通報（心停止を認識し行動する）までに2,3分を要することが示されている¹³。

居合わせた人にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では運動に関連した心停止が多いことから、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、ある

正 誤

○那覇市公報第1781号の正誤

2021(令和3)年2月1日付け那覇市公報第1781号の那覇市消防局訓令第2号について、次のとおり訂正する。

[訂正前]

1890頁～1893頁

那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令

那覇市消防水利規程(平成26年4月1日消防局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防水利の種類)</p> <p>第2条 消防水利の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>防火水そう</u> (3)～(7) [略]</p> <p>(消防水利の適合基準)</p> <p>第3条 消防水利(消火栓は除く。)の適合条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上<u>可能</u>なものであること。 (2) 消防車が容易に接近でき、安全確保がされること。 (3)～(5) [略]</p> <p>(消防水利の配置)</p> <p>第4条 <u>消防水利は、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第2条第1号及び第2号に規定する市街地及び準市街地の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)別表に掲げる数値以下になるよう設けなければならない。</u></p>	<p>(消防水利の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略] (2) <u>防火水槽</u> (3)～(7) [略]</p> <p>(消防水利の適合基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上<u>給水能力を有する</u>ものであること。 (2) <u>消防ポンプ自動車</u>が容易に接近でき、安全確保がされること。 (3)～(5) [略]</p> <p>(消防水利の配置)</p> <p>第4条 <u>消防水利の配置は、消防水利の基準(平成26年消防庁告示第29号)第4条の規定を適用する。</u></p>

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、140メートル以下になるように設けなければならない。

3 前2項に定める消防水利の配置は、消火栓のみに偏ることのないように考慮しなければならない。

(水利調査)

第8条 [略]

2~4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水そう等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

第1号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

[略]

那覇市消防本部
消防長 ㊞

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう・プール</u>
その他()	

第2号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水そう・プール</u>
その他()	

第3号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

(水利調査)

第8条 [略]

2~4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水槽等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

[略]

那覇市消防局
消防局長 ㊞

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

[略]

水利の種別	防火水そう・プール
その他()	

[略]

第4号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

[略]

那覇市消防本部
消防長 印

[略]

[略]

水利の種別	防火水そう・プール
その他()	

[略]

第5号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

[略]

那覇市消防本部
消防長 印

[略]

[略]

水利の種別	防火水そう・プール
その他()	

[略]

第6号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

[略]

水利の種別	防火水そう・プール
その他()	

[略]

第7号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

那覇市消防本部
消防長

[略]

第8号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

[略]

[略]

水利の種別	防火水槽・プール
その他()	

[略]

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

[略]

那覇市消防局
消防局長 印

[略]

[略]

水利の種別	防火水槽・プール
その他()	

[略]

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

[略]

那覇市消防局
消防局長 印

[略]

[略]

水利の種別	防火水槽・プール
その他()	

[略]

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

[略]

水利の種別	防火水槽・プール
その他()	

[略]

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市消防局
消防局長

[略]

第8号様式(第7条関係)

年 月 日

<u>那覇市消防本部</u>	<u>那覇市消防局</u>
<u>消防長</u>	<u>消防局長</u>
[略]	[略]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

付 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

[訂正後]

那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令

那覇市消防水利規程(平成26年4月1日消防局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防水利の種類)</p> <p>第2条 消防水利の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略] (2) <u>防火水そう</u> (3)～(7) [略]</p> <p>(消防水利の適合基準)</p> <p>第3条 消防水利(消火栓は除く。)の適合条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上<u>可能な</u>ものであること。 (2) <u>消防車</u>が容易に接近でき、安全確保がされること。 (3)～(5) [略]</p> <p>(消防水利の配置)</p> <p>第4条 <u>消防水利は、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第2条第1号及び第2号に規定する市街地及び準市街地の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)別表に掲げる数値以下になるよう設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、140メートル以下になるように設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項に定める消防水利の配置は、消火栓のみに偏ることのないように考慮しなければならない。</u></p> <p>(水利調査)</p>	<p>(消防水利の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略] (2) <u>防火水槽</u> (3)～(7) [略]</p> <p>(消防水利の適合基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上<u>給水能力</u>を有するものであること。 (2) <u>消防ポンプ自動車</u>が容易に接近でき、安全確保がされること。 (3)～(5) [略]</p> <p>(消防水利の配置)</p> <p>第4条 <u>消防水利の配置は、消防水利の基準(平成26年消防庁告示第29号)第4条の規定を適用する。</u></p> <p>(水利調査)</p>

第8条 [略]

2~4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水槽等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

第1号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第2号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第3号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第4号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第5号様式(第7条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第6号様式(第7条関係)

[略]

[略]	
-----	--

第8条 [略]

2~4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水槽等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

第1号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第2号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第3号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第4号様式(第6条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第5号様式(第7条関係)

[略]

[略]	
水利の種別	<u>防火水槽・プール</u>
その他()	
[略]	

第6号様式(第7条関係)

[略]

[略]	
-----	--

水利の種別	防火水そう・プール
	その他()
[略]	
第7号様式(第7条関係)	第7号様式(第7条関係)
[略]	[略]
第8号様式(第7条関係)	第8号様式(第7条関係)
[略]	[略]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

○那覇市公報第1787号の正誤

2021(令和3)年5月6日付け那覇市公報第1787号の那覇市公報第1786号の正誤について、次のとおり訂正する。

ページ 1076

訂正箇所 下から14行目

[訂正前]

第1条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第5号。以下「自動車条例」という。)第2条又は那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第4号。以下「ポスター条例」という。)第2条の規定の適用を受けようとする者は、自動車条例第3条又はポスター条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合は立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、自動車条例第3条又はポスター条例第3条の規定による届出をしなければならない。

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに)、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(第1号様式)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(第2号様式)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(第3号様式)に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

[訂正後]

第1条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第5号。以下「自動車条例」という。)第2条又は那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第4号。以下「ポスター条例」という。)第2条の規定の適用を受けようとする者は、自動車条例第3条又はポスター条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合は立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、自動車条例第3条又はポスター条例第3条の規定による届出をしなければならない。

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに)、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(第1号様式)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(第2号様式)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(第3号様式)に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

する書面の写しを添えて、自動車条例第3条又はポスター条例第3条の規定による届出をしなければならない。

ページ 1078

訂正箇所 下から 17 行目

[訂正前]

(請求書の提出)

第5条 契約業者は、自動車条例第4条又はポスター条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者にあっては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、当該選挙の期日後30日以内に、これを那覇市長に提出しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(第13号様式)に前条の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあっては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあっては第3条第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。

[訂正後]

(請求書の提出)

第5条 契約業者は、自動車条例第4条又はポスター条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者にあっては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、当該選挙の期日後30日以内に、これを那覇市長に提出しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(第13号様式)に前条の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあっては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあっては第3条第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。

